

第百二十三回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 五 号

平成四年四月七日(火曜日)
午前十時二分開議

出席委員

委員長 浜田卓二郎君

理事 鈴木 俊一君 理事 田辺 広雄君

理事 津島 雄二君 理事 星野 行男君

理事 小森 龍邦君 理事 冬柴 鐵三君

愛知 和男君 石川 要三君

大島 理森君 武部 勤君

小澤 克介君 沢田 広君

仙谷 由人君 高沢 寅男君

谷村 啓介君 松原 脩雄君

倉田 栄喜君 中村 巖君

木島日出夫君 中野 寛成君

出席政府委員

法務大臣官房長 則定 衛君

法務大臣官房審 本間 達三君

議官 法務省入国管理 高橋 雅二君

局長

委員外の出席者

参 考 人 萩野 芳夫君

参 考 人 法政学院大学 法学部教授 萩野 芳夫君

参 考 人 (在日本朝鮮民 主法律家協会幹 事) 股 宗基君

参 考 人 (愛知県立大学 外国語学部教 授) 田中 宏君

参 考 人 (和光大学文学 科助教授) ロバート・ リケット君

参 考 人 (井 護 士) 金 敬得君

法務委員会調査 小柳 泰治君
室長

委員の異動

四月七日

辞任 坂本三十次君

同日 大内 啓伍君

補欠選任 大島 理森君

同日 中野 寛成君

補欠選任 坂本三十次君

同日 大島 理森君

四月七日

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸 籍法の改正に関する請願(宇都宮真由美君紹介) (第八九八号)

同(森井忠良君紹介)(第八九九号)

同(遠藤和良君紹介)(第九四九号)

同(長田武士君紹介)(第九五〇号)

同(馬場昇君紹介)(第九五一号)

同(長田武士君紹介)(第九九〇号)

同(井上一成君紹介)(第一〇一〇号)

同(岡崎トミ子君紹介)(第一〇一一号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一〇一二号)

同(北沢清功君紹介)(第一〇一三三号)

同(清水勇君紹介)(第一〇一四四号)

同(田中昭一君紹介)(第一〇一五五号)

同(竹村幸雄君紹介)(第一〇一六六号)

同(辻一彦君紹介)(第一〇一七七号)

同(戸田菊雄君紹介)(第一〇一八八号)

同(堀込征雄君紹介)(第一〇一九九号)

同(串原義直君紹介)(第一〇四三三号)

同(中沢健次君紹介)(第一〇四四四号)

同(池端清一君紹介)(第一〇五五五号)

同(村山富市君紹介)(第一〇五六六号)

非嫡出子差別を撤廃する民法等の改正に関する 請願(後藤茂君紹介)(第九〇〇〇号)

同(永井孝信君紹介)(第九五二二号)

同(永井孝信君紹介)(第九九一一号)

同(永井孝信君紹介)(第一〇四五五号)

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸 籍法改正に関する請願(伊藤忠治君紹介)(第九 〇一〇号)

同(中村巖君紹介)(第九五三三三号)

同(春田重昭君紹介)(第九五四四号)

同(細川律夫君紹介)(第九五五五号)

同(松前仰君紹介)(第九五六六号)

同外二件(松原脩雄君紹介)(第九九二二二号)

同(近江巳記夫君紹介)(第一〇五七七号)

同(中村巖君紹介)(第一〇五八八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提 出第七号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅 男君外三名提出、衆法第四号)

○浜田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律 案及び高沢寅男君外三名提出、外国人登録法の一 部を改正する法律案の両案を一括して議題といた します。

本日は、両案審査のため、参考人に御出席をお 願ひいたしておりますが、まず、午前の参考人と して、関東学院大学法学部教授萩野芳夫君、在日

本朝鮮民主法律家協会幹事股宗基君、愛知県立大 学外国語学部教授田中宏君、以上三名の方々に御 出席いただいております。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位におかれましては、御多用中のとこ ろ本委員会に御出席いただきまして、まことにあ りがとうございます。

両案について、それぞれのお立場から忌憚のな い御意見を述べいただきますようお願い申し上げ ます。

次に、議事の順序について申し上げます。

御意見の開陳は、萩野参考人、股参考人、田中 参考人の順序で、お一人十五分以内に取りまとめ てお述べいただき、その後、委員からの質疑に対 しお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は、 その都度委員長の許可を受けることになっており ますので、あらかじめ御了承をお願いいたしま す。

それでは、萩野参考人、お願いいたします。

○萩野参考人 萩野でございます。この委員会に おきまして、私のつたない意見を申し上げますこ とを大変光栄に存じます。

私を推薦くださった党が何党であるのかという ことも実はよく存じておりませんが、もちろん打 ち合わせをしたわけでもございませんので、その 辺、食い違いも多いことと存じます。御容赦いた だきたいと思っております。

今回は、政府の案と対案とが出されております。この二つを比べてみますと、極めて大ざっぱ に見ますと、対案の方がいささか理想に近いと評 することができようかという印象を持っておりま す。

私は、長年の間、人権尊重を至上とする立場で 研究をしてまいりました。ただ、その場合、私は

一介の研究でございまして、法律実務家、とりわけ判例研究などやる場合には、裁判官、検察官、弁護士の方々がどういった点に御苦労されたか、その点をできるだけおもんばかるようにいたしました。また、行政の任にある方々の御説明もできるだけ聞かなければならないという立場でやっております。

さて、今回、この時点でどういうふうな立場に立つべきかという点につきましては、この場は大変重要な法の制定という責任の重い場でございます。法的安定性、法的な妥当性の観点、人権とともに、我が国の主権の尊重、社会の秩序と安全、そういった極めて重要な問題がかかり合っております。そう考えますと、最初に、対案と政府案と並べて対案の方が理想に近いと申しましたけれども、では直ちにその対案の方で立法化を進めたいだきたいというふうに私は申し上げることができません。個々の問題について、やはり検討をさせていただきたいと思っております。

外国人登録法の前回の改正のとき、昭和六十二年、一九八七年でございますが、そのときにもお呼びいただきましたので、特に指紋押捺の問題について意見を述べさせていただきました。その際申し上げましたことは、この制度を実施しなければならぬ必要性と合理性が実証されない限り、個人の尊厳を保障する日本国憲法十三条の規定、それから十四条の平等権の保障、三十一條の適正手続事項及び国際人権規約の七条の品位を傷つける行為の禁止の規定、それから二十六条の平等条項から見ても、指紋押捺を強制することは人権侵害の疑いがあると申しました。そして、指紋押捺を強制されない権利は発展途上のものであるということも申しました。つまり、その意味は、どんな場合にも指紋押捺を強制することは許されないのだという意味ではなくて、そのような意味で絶対的に確立している権利という意味ではなくて、必要性、合理性がある場合には、一定の場合には、制度として残しておくことは憲法上も許される、そういう趣旨でございました。

先年、私の勤務しておりました大学の学生が当時の西ドイツに留学することになりまして、十指指紋をとられた、そのときには涙が出たということとを言っておりました。これはその指紋の問題を象徴的にあらわしていると思っております。それは、指紋というのは、そのように押させられる側にとつては涙がこぼれるほどのものであるということと、もう一つは、場合によりまして、その国の主権の保持という観点からいいますと、社会の安全とか治安とかいろいろの考慮があると思っておりますが、そのような観点から指紋を強制されるということがあり得る、ドイツの例を見てあり得るのだからというふうな言い方をすることはいささかどうも単純過ぎるかと思っておりますが、私のこれまで研究したところによりまして、いろいろな国々の最高裁判所あるいは憲法裁判所の判決を調べましても、指紋押捺強制が違憲である、直ちに人権侵害であるとした判決は見当たりません。

我が国の法律の母法でありますところの一九四〇年のアメリカの外国人登録法、これにつきましても何件か訴訟が起こっておりますが、この最高裁判所の判決を見ますと、指紋押捺強制が違憲であるという立場をとったものはありません。ただ、適正手続に反して指紋を強制する場合は憲法違反である、そういう判決の立場でございます。

そこで、今日の段階で、我が国におきましてこの指紋問題をどう考えるべきであらうか。大変難しい問題でございます。最近、外国人の不法就労のケースがふえておるといふことでございまして、私はその点については、だからといって指紋を置いておかなければならない、強制しなければならぬ、それはどうも説得力が弱いと思っております。つまり、不法就労であるかどうかというのは政策の選択の問題でございまして、今不法だけれどもそれを不法でなくしてしまえばそれまでのことという面がございます。

ただし、そのことに関しまして、私は最近東南アジアの国に住むことが多いのでござい

す。と申しますのは、夏休みと春休みは大体外国に行きまして、フィリピンの大学に日本研究センターというのを設置いたしまして、そこで日本のことについて講義をしております。

余談になりますが、日本のことについて余りよく知られていないのです。日本が軍国主義の国と全体主義の国というふうな誤った見方をしている人もたくさんあります。私、大変残念に思っています。毎年、年に何カ月か講義に行っておるのでございまして、そういう生活環境の中で見聞きしたところから申しますと、向こうの人たちは、日本に対する熱と申しましようかあがれと申しましようか、大変熱心です。政府も、外国に出稼ぎに行けという政策をはっきり掲げております。現実に向こうの人たちは、日本に行つて稼ぐことに大変な熱意を持っております。そこで考えてみますと、そういう人たちは間々旅券を偽造、変造する、できれば日本人のようになりたいが、そして、日本にきた場合にどのような仕事にでもありつけような外国人登録証明書を偽造する、多分そのようなこともあり得るかなということに向こうで生活しております。痛感することがござい

た。そこで、私は、指紋押捺という制度はない方がいいと思っております。ただ、さあ、今なくしてしまえるのかなという点になりますと、行政当局の御説明のように、まだなくしてはしまえないのだ、そういうお話を聞きますと、やはりまだ無理かなという印象を持っております。

それから、あとはまた御質問がございましたら御説明するとして、次の問題は、外国人登録証の携帯義務の問題についてでございます。主な問題だけについて申し上げたいと思っております。私は、外国人登録証の常時携帯義務の強制は、その強制の仕方によっては人権侵害のおそれがあるものだと思つてまいりました。つまり、何の必要もないのに例えば警察官が携帯の有無を尋ねる。よく前から例に出されてきたのが、おふろ屋さんに行つて途中で警察官に外国人登録

証持っているかと聞かれて、ズボンをかえてきたので家に置いてある、おふろ屋さんに行くときになくしたりしてはいけなから、そんなふうな説明をしても許されないで同行させられる場合があるんだというふうなことが聞かれましたけれども、もしそういうふうなことがあり得るといたしますと、これは人権の問題といたしましても、具体的に例え憲法二十二条に居住、移動の自由が保障されておりますが、移動、これは今日では広く移動つまり旅行なんかも含めて解釈されておりますが、それを非常に制限することになるであらう。だから、この携帯義務の強制の仕方がどうであるのか、人権の上からして大変問題であると考えてまいりました。

この点につきましては、前のときにも衆議院及び参議院の各法務委員会において附帯決議がされて、外国人に対して配慮してほしいというふうなことでございました。そのことが現実には生きていないとみえまして、何でもお聞きしたところでは、非常に多かったときに比べれば、今では検挙件数は百分の一になつてきているということでございまして、今、私極端な例を挙げましたが、多分そのような例はもうほとんどなくなつていくということだと思つて

います。それと、刑罰の問題であります。私は以前から、このようなケースについて拘禁刑で処罰するのは当を得ないという点を申し上げてまいりました。罰金刑によつて間接的に所持を強制する、せいぜいそこまでであるということをおししておりました。ところが、これはもう先年に改正になつてしまつたので、私が求めていたところはもう既に実現されてしまつていくということになります。

あと、刑罰ではなくて過料にしたらどうか、というのが対案の趣旨でございますが、その点につきましても、それも理想的なように見えるのですが、ただ本質的に考えますと、外国人というのは、日本人に極めて近い生活をしておりましても、外国に対して忠誠義務を持つ存在という点は

変わりません。その点から考えますと、日本国民が住民登録を怠った場合あるいは何か証明書を所持しなければいけないときにそれを持たなかったのと全く同じに考えていいのか、その点は疑問でありまして、その点、今日の国際化社会においても、外国人であり続ける限り、これが一定の刑罰によって強制されてもやむを得ないのではないかと考えておられます。

さて、時間でございますので結びでございますが、私はこれまで論文の中で現行制度をいろいろと批判してまいりました。ところが、今も申しましたように、実は、私は大變進歩的なつもりでおりまして、前の改正、今回の改正におきましてそれがもう全部実現されてしまうことになってまいりました。したがって、私は、今回の政府案で結構だという立場になるわけでございます。対案、最初に理想的と申しましたけれども、今申しましたように、本質論と申しましたような根本的な理論の問題として考えてみますと、今の刑罰問題とか指紋制度そのものの根本のところからいたしますと、私自身が保守的になったことになるのかもわかりませんが、ちょっと踏み切れないところがございます。ただ、この委員会におきまして十分御審議の上、その点もう心配ないんだという結論になりましたら、一歩進んで対案の方でお考えいただければというふうな考えを持っております。

失礼いたしました。(拍手)
○浜田委員長 どうもありがとうございます。
次に、股参考人をお願いいたします。
○股参考人 たいま御紹介にあずかりました朝鮮民主主義協会の方です。私は、まず、私にこのような機会を与えてくださいました諸先生方に心から感謝と敬意を表します。

御承知のように、今、日本国会に提出された外国人登録法一部改正案は、永住者及び特別永住者、以下永住者と総称いたしますが、これらについて指紋捺捺を廃止し、それにかわる手段として写真、署名、家族事項の登録を新たに導入すること

とを趣旨としています。

永住者に限ってはいえ、指紋捺捺義務の廃止を決めたことは、それなりの改善措置と言えないこともありません。だがしかし、それにかわる手段が新たな管理につながるおそれがあるだけでなく、とりわけ外国人登録証明書の常時携帯・提示義務と外国人登録法違反に対する刑事罰制度については、何ら手つかずで残されております。このことから明らかなように、今回の改正によって、朝鮮人を初めとする在日外国人管理という外国人登録法の基本的枠組みには変化がないと指摘せざるを得ません。

したがって、私は、この機会に、その適用を受ける在日朝鮮人の立場から、外国人登録法が朝鮮人を含む在日外国人の人権保障にふさわしい内容に速やかに改められることを願って、意見を述べさせていただきます。

改めて指摘するまでもなく、在日朝鮮人は、最近パスポートを持って日本にやってきた外国人労働者や短期に在留者でもなく、かつての日本の植民地により渡日を余儀なくされた人々とその子孫であります。しかも、今では三、四世が大半を占め、日本に生活の基盤をしっかりと築いています。このような歴史的事情を考慮するならば、日本政府は、かつて朝鮮人民に及ぼした被害と苦しみに対する過去の反省と謝罪に基づいて、それにふさわしく彼らを処遇すべきでありました。ところが、日本当局は、そのような処遇をするかわりに、彼らを治安、管理の対象とみなし、その人権を抑圧する態度をとり続けてきたと言えます。その姿勢は、現在に至るまで基本的な変化はないと思っております。

その具体的なあらわれの一つが、外国人登録法の諸規定に基づく運用における過酷な人権侵害であります。

外国人登録法は、専ら在日朝鮮人を主たる適用対象として制定され、最後の勅令である一九四七年の外国人登録令施行以後一九九〇年までの間に、登録法違反を理由に、実に五十二万人もの

在日朝鮮人が送致されています。単純化して言えば、この数字は罰則の適用を受ける十六歳以上の在日朝鮮人四十五万人すべてが一回以上送致されたことを意味しています。

外国人登録法違反事犯の中でも、登録証不携帯が突出しており、またささいな手続上のうっかりミスに対してさえも過酷な罰則が科されています。私たちが一致して求めているのは、すべての在日朝鮮人からの指紋捺捺制度の全廃とともに、登録証常時携帯・提示と刑事罰制度の廃止を中心内容とする外国人登録法の抜本的な改正であります。これは、在日全同胞の所属団体、立場を超えての一致した要求となっております。

指紋捺捺制度の廃止が永住者以外の朝鮮人や他の外国人にも適用されるように、人権尊重の面から再検討されるべきであります。

さらに進んで、外国人登録証の常時携帯義務制度が廃止されなければならないと思います。私たちが登録証常時携帯義務制度の速やかな廃止を求める理由は、この制度が人権侵害の武器として最大限利用されてきたからにはかなりまです。ちなみに、在日朝鮮人送致件数に占める登録証不携帯の割合は、一九八四年が七〇・二％、八五年は六四・六％に達しています。

登録証常時携帯・提示義務を口実にした警察官による人権侵害は、老若男女を問わず、また時間を問わず、無差別かつ日常的に行われてきました。銭湯に行く際に、あるいは近隣の八百屋に用足しに出かけた際に、マラソン中に、果ては民族衣装であるチマ・チョゴリ姿で歩いていたりしたところ、登録証の提示を求められ、不携帯で取り調べられたなどという信じがたい事例まで起きています。これらの事例における特徴は、いずれも朝鮮人であることを知った上で登録証の提示が求められていたというところにあります。

在日朝鮮人は、外国人登録証明書をいつでも所持していなければならないという精神的負担と、いつ警察官から登録証の提示を求められ、いつ不携帯で取り調べられるかもしれないという不安と

苦痛にさいなまれています。未成年者である年端もいかない十六、十七歳の子ども、六十、七十歳を超える高齢者も、同様の立場に置かれていま

す。
日本関係当局は、弾力的、常識的運用の結果、最近検挙数が減少したことをしきりに口にしていくようですが、そのことは、これまでいかに登録証常時携帯・提示義務事項を用いて過酷な人権弾圧を行ってきたかを示すものであります。あえて減少を口にするのであれば、そもそもこの条項が必要でなく、在日朝鮮人いじめの条項でしかないことを反証するものと言えるでしょう。問題の本質は、検挙数の減少にあるのではなく、登録証常時携帯義務の規定そのものにあると思います。

次に私たちが求めているのは、外国人登録法違反に対する刑事罰制度を、日本国民を対象にした住民基本台帳法による過酷程度に緩和してもらいたいということでもあります。

それは、外国人登録法違反における罰則が余りに過酷であり、近代法の原則の一つである罪と罰の均衡にも著しく反するからにはかなりまです。外国人登録法違反は、一年以下の懲役もしくは禁錮または二十万円以下の罰金に処されます。これは、刑法の賭博罪よりも過失致死罪よりも厳しいものです。

外国人登録法では、うっかりミスや誤りの訂正さえも刑事罰の対象になっております。住所変更届や運転免許証切りかえの遅延など、うっかりミスはだれにでもあり得ます。ちなみに、日本国民の住所変更届の遅延は、行政秩序罰というべき過料とされております。また、運転免許証の切りかえをうっかり忘れたところで、救済措置があります。ところが、在日朝鮮人が住所変更届や五年ごとの登録確認申請の遅延など、外国人登録法の規定に違反すれば刑事罰に処され、前科がつくようになります。現に、うっかりミスによる住所変更届や五年に一回の登録切りかえの遅延などを理由に、多くの人たちが処罰されております。

ちなみに、埼玉では警察が、市役所の告発もな

いのに、居住地変更登録の違反を理由に、一時的に本人が住んでいた会社の寮と、母親が住む他の市内の実家まで家宅捜索しています。日本弁護士連合会では、救済の申し立てに基づき調査した結果、同事件を外国人登録法違反に名をかりた人権侵害と判断し、再びこのような人権侵害が行われないようにとの警告書並びに勧告書を当該警察にそれぞれ送っているところです。

兵庫・加古川では、うっかりして登録の切りかえがおくれたことを理由に罰金五万円、また大阪では、五年ごとの登録切りかえの遅延により罰金七万円の求刑を受けました。本人たちが不服を申し立てて法廷で争い、いずれの裁判でも減刑にされただけでなく、執行猶予一年がつく異例の判決が出ております。もともと起訴に値しないものが不当に起訴されたものと言わざるを得ません。

また、東京では、住所変更届を期日内にしなかったという手続違反で、区役所の告発もないのに、当人の勤める学校や自宅が家宅捜索された上、逮捕までされました。それだけでなく、大阪では、本名が間違っていて登録されていたので正式名に改める登録を申請したところ、手続が遅いことを理由に罪に問われ、懲役六月、執行猶予一年の有罪を科されています。外国人登録法では、間違いを正すことすら罪に問われるのです。

以上ほんの数例にすぎませんが、これらからも、外国人登録法がいかに過酷な人権侵害法であるかは明白であると思います。

もはや、戦後の冷戦体制下につくられた外国人登録法の抜本的見直しは時代の要請であると言えます。平和と協調の時代である二十一世紀を前に、朝鮮と日本の関係改善のための努力が重ねられ、新しい政府関係が築かれようとしています。国交正常化のための朝日政府間会議でも、法的地位問題の論議の中で外国人登録法の抜本的改正、つまり指紋押捺の全廃とともに、とりわけ登録証の常時携帯と刑事罰の廃止が重要に提起されています。私は、新しい時代の要求にふさわしく、日本も

在日朝鮮人を初めとする外国人を治安、取り締まりの対象とみなす冷戦思考から、今や完全に脱却すべき絶好の時期にあると信じてやみません。人権の尊重なくして朝日両国民間の信頼構築などはあり得ないと思います。

日本は憲法の前文で「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」と高らかにうたっています。今内外では、かつて日本が朝鮮半島出身者を初めアジア諸国の人々に対して行った強制連行、従軍慰安婦問題など、半世紀もこれらの問題を放置してきた日本の政府の責任が問われています。そのことは、とりもなおさず、このような強制連行者やその孫、ひ孫である私たちの人権を引き続き侵害する外国人登録法の存在そのものを問い直しているのです。

既に、このような特殊事情を考慮して、昨年の出入国管理特例法で、在日朝鮮人に特別永住による在留の一本化などの措置が講じられました。私は、とりあえず、このような措置が外国人登録法についても講じられ、出入国管理特例法との整合性が図られるべきであると強く主張するものであります。

繰り返すことになるかもしれませんが、私は、何よりもまず日本によって歴史的な反省と謝罪、償いがなされなければならず、あわせて協調と人権保障という時代の趨勢にふさわしく、内外人平等、法のものとの平等を説く国際人権規約を初めとする国際法や日本国憲法の精神に照らしても、外国人登録法は、指紋押捺制度の全廃、登録証常時携帯制度の廃止、刑事罰を行政秩序罰である過料程度に改めることを中心に抜本的に改正されるべきであると確信してやみません。

外国人登録法の抜本的改正は、二十一世紀を前に、朝鮮半島と日本列島で生きる両民族が善隣友好の関係を築く上で越えなければならぬハードルの一つであり、日本が国際社会において名誉ある地位を占められるかどうかを占う試金石の一つ

であると考えます。私は、諸先生方が、国際的要請と時代の趨勢にふさわしく、外国人登録法を抜本的に改正してくださるよう強く訴える次第です。

発言の機会を与えてくださり、どうもありがとうございます。 (拍手)

○浜田委員長 どうもありがとうございます。次に、田中参考人にお願ひいたしました。

○田中参考人 愛知県立大学の田中でございます。

大変読みにくいものかもしれませんが、簡単なメモを用意いたしましたので、それをごらんいただきながら、しばらく私の意見を申し述べたいと思います。

実は、これは、御存じのように対日講和条約が効力を発生して日本が再び国際社会に迎え入れられて四十周年を今月の終わりに迎えるわけで、日本が対日講和条約が発効して主権を回復したその日に公布、施行されたのがほかもない外国人登録法であるということは、やはり想起する大変重要なことではないか。先ほどの参考人の先生方もおっしゃっていたようですが、内外人平等の原則の観点から、この法律をどういうふうに考えたいのかということに私はこだわりたいと思うのです。

日本では、外国人は外国人なるがゆえに国民と著しく異なった取り扱いを受けてもやむを得ないのだということがごく一般的に言われてきていると思うのですが、ただ一つだけ例外があります。それは、税金を納めることについては、日本国民と外国人とが同じことについて全く関係がない。私もいろいろところで話をしたり学生に講義をしたりして、しばしば返される疑問は、「えっ、外国人も税金を払っているのですか」という質問を私は随分受けます。これは、現在の日本の社会の状況にとつて大変大きな問題をはらんでいると思ふのです。実は、外国人は税金を払っていないと誤解しているのです。そういう意識で外国人をどう遇するかということが政策として展開されてい

る、その辺のところから考え始める必要があるのではないかと。

実は、昨年の暮れに日本政府は、日本が加入をしている国際人権規約のB規約に基づいて第三次報告書を国連に提出いたしました。そこで、日本における外国人の地位とか権利に関する包括的な説明をした部分があるのです。そこには、日本は基本的人権の尊重とか国際協調主義を基本的な理念とする憲法に照らして、参政権等性質上日本国民のみを対象としている権利を除いて、他は基本的人権の享有は保障され、内国民待遇は確保されている。要するに、内外人平等の原則は日本では確立されている、極めて例外的に参政権等その性質上国民に限定されるものはともかくとして、こういう説明をしているのです。

これは、恐らく日本に暮らすあらゆる外国人が、日本の現状と全く違うということを実感していると思ひます。外国人登録法はその最たるものだということを念頭に考えていく必要があると私は思っています。

外国人登録法をどういう法律として考えるかということは、いろいろな立場があると思ひますけれども、私は、日本政府が国連に提出した報告書に依拠するとすれば、これは内国民待遇が確保されているべき性質の問題であらうというように理解をしております。現行の外国人登録法は、実は日本人を対象とする住民基本台帳法あるいは戸籍法がいずれも外国人を明確に適用除外する制度になっているのですから、日本に生活をする外国人の身分事項あるいは居住関係、そういうものを明らかにするのはまさにこの外国人登録法しかないのです。ほかのものは全部適用しないようにしてありますから。したがって、外国人登録法は外国人の身分関係とか居住関係を明らかにするためにつくられたものであるというように考えるべきではないか。

地方自治法の十三条の二によりますと、市町村は、住民たる地位に関する正確な登録を常に整備しておかなければいけないということが定められ

ています。外国人については住民基本台帳法なり戸籍法が適用されませんので、外国人登録法があることが地方自治法が要請する住民記録を用意することになるんですね。そういう観点からこの外国人登録法というものを考えてみる必要があるだろう。

それで、実は、残念ながらこの外国人登録法というものが余りに外国人の管理に偏り過ぎた法律であるために、というのは日本人の住民登録とのバランスを欠いているために、現場では信じられないことが起きているんです。

例えば私のいる名古屋の近くに、四日市市という三重県が一番大きな人口を擁する都市がありまして、ここが人口二十七万人目に到達したときに、よくあることですけれども、市長がその日の手続をされた方に記念品を、時計が何かあったと思いますが、贈られたんですね。ところが、後でよく調べてみたら、この二十七万人の中には外国人はカウントされていなかった。要するに四日市の人口の中に外国人登録の人間を除いて勘定していたんですね。どうしてこういうことが起こるかというと、外国人登録というのは全く別枠になつておるものだから、別に四日市市が意地悪をしたんじゃないんですね。普通に仕事をしていると、逆に外国人がこぼれてしまう。ただ、くどいようにすけれども、税金を取るときは絶対そういうことはないようですね。

それから、これは地元の恥をさらすようですが、私のいる名古屋は、住民票のオンライン化をいたしました。したがって、十六区どこに住んでいる人でもこの区役所でも住民票がとれるようになりまして、住宅地に住んでいる人が、都心のビジネス街の近くの区役所で簡単に住民票がとれます。このために名古屋は九億円の予算を使って制度を導入しました。ところが、このサービスが受けられるのは日本人住民だけなんです。外国人は従前どおりの居住区でしか住民票に該当する外国人登録済み証明書を得ることができない。これは私は、先ほど申し上げた地方自治法

に戻れば、地方自治法の十条には、住民は、公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有するとうたわれているんですね。ところが、この住民の中に、外国人は外されたことになってしまふ。それで「負担を分担する義務を負う」と、税金の方のことはちゃんと平等だと書いてある。こういう観点からこの問題を考えることがやはり大事だろう。

少し内容に入っていきます。

従来指紋のことをいろいろ言われてきましたけれども、指紋については、日本では犯罪捜査以外で指紋押捺の義務を課することは好ましくないというところを、これも大変皮肉ですが、外国人登録法ができる直前に、当時の地方自治庁は行政課長名で自治体に対して見解を明らかにしています。これは当時、一部の自治体で日本人に対しても指紋押捺の義務を課するという形で条例制定の動きがあったときに、政府見解が明らかにされたわけなんです。したがって、外国人だけから指紋をとるというのは、日本では、人権上好ましくないという一般的な認識の例外として承認され、今日まで存続されてきた制度である、私は内外人平等にこだわりたいものですから。

今度確かに指紋については一歩前進だという意見がありますけれども、よく調べてみると、実は、指紋が今後とられなくなる人は、毎年指紋をとられる人の中の大体六、七割、新しい外国人がだんだんふえてきますので、このパーセンテージはさらに下がっていきまふ。恐らくゼロに無限大に近づいていく。ということとは、指紋制度はほとんど変わらないということなんですね。ところが、とられなくなった人が、永住者等が六十万人もいるということなので、ごく一部の例外の人がとられるというように世間では理解されているようなんです。これは明らかに事実誤認ですね。しかも、既に例えは在日朝鮮人を初めとする人たちの指紋は政府はちゃんと確保しているわけですから、署名に切りかえても、法案を見るとそれを返還するというものもないわけですから、もうとっ

ているわけですから、何の通痒もないわけですね。

さらに今度、新しい人はどんどんとっていくわけですから、指紋制度はほとんど変わらない。在日朝鮮人の特別永住等の人たちの子孫、十六歳に達する人というのは、出生統計から見ても毎年一万人前後ですね。この人たちが、極めて例外的な者として、指紋ではなく署名で済むということにすぎないんですね。さほど大騒ぎをして外国人の指紋押捺がなくなると言うのは、私はおかしいというように思っています。

それから、諸外国で指紋をとっている国が随分あるというところは日本でも話題になってきましたけれども、意外と単純なことで忘れられていることは、実はアメリカ以外は、ほとんどの国はすべて外国人指紋をとっている国では自国民からも指紋をとっているんですね。そこではもう指紋の問題が議論の余地はないわけです。アメリカが唯一自国民からとらずに外国人だけからとっている。ところが、そのアメリカは、国籍法が御存じのように出生地主義ですから、外国人の二世というのはありません。アメリカで生まれた子供はすべて、両親とも外国人であらうともアメリカ市民になるわけですね。そうすると、外国人だけから指紋をとるといふのは、世界広しといえどもどうも我が国だけだといふこの点は、やはり念頭に置いた方がいいと思います。

実はアメリカは確かにとっているのです。アメリカでは実は永住資格を与えた、いわゆるグリーンカードを持つている人だけは指紋押捺義務を課されているようですね。ところが、在外邦人、今外国で仕事をする日本人は随分ふえていますけれども、その中の約四割は今アメリカにいます。この人たちは永住者ではありませんので、在外勤務者、この人たちは指紋をとられていないはずなんです。したがって、このままいくといふような意味で、貿易摩擦、経済摩擦ありますけれども、よほど考えないと、非常に日本が特異な国だといふこ

とを世界に明らかにすることになると思うのですね、これだけ法律改正をしても執拗に指紋にこだわっている国である。

指紋問題の解決というのは、非常に簡単なんです。日本人も全部とればいいんですよ。どうして日本人の指紋をとらないのですか。そうすれば、指紋問題はなくなります。

それから、常時携帯の問題についても理屈は全く同じことですね。諸外国では、自国民が身分証明書を持っている国は大変多いはずなんです。ところが、日本はその点では大変特異な国で、自国民は身分証明書はありません。もちろん常時携帯なんぞはないわけですね。外国人だけにそれを持たせるところに日本は際立った特徴があるので、そういう点で、外国人登録の問題は、外国人は別だという思想を貫くか、同じ人間ではないかという思想でやるかという、そこに尽きるわけですね。

重罰規定の問題についても一言申し上げますけれども、先ほど萩野先生もおっしゃいましたが、例えば、住居の移転の届け出義務、義務というのは大体内外人平等なんです。これは実によくできている。先ほどの税金に象徴されるように、十四日以内に届け出をしない、これは平等です。ところが、これを怠った者は、日本人の場合は五万円以下の過料、外国人の場合には懲役一年以下または罰金二十万円以下というこの法律を支える思想は何か。日本人は法律をよく守る、しかし外国人は当てにならないから重く罰しておかないと同じ義務が履行されないという思想に立たない限り、こういう法律は許されたいはずなんです。

しかも、外国人登録法にさまざまな罰則規定がありますけれども、実は今のうちに非常に重罰規定をつくったのには別の意味で一つ原因があったと思うのです。それはなぜかという、外国人登録法というのは、外国人を管理することを専ら中心に運用してきた法律です。ところが、途中から内外人平等の国際的な潮流を日本も受け入れざる

を得なくなりましてので、八〇年代に入つて、例えば児童手当も外国人に出す、国民年金の加入も認める、住宅金融公庫のお金も外国人に貸しましようというように、大分変わってきたんです。変わってきたことによつてどういふことが起こつたかという、外国人登録の手続を怠れば、例えば児童手当がもらえなくなるわけですね。さまざまな行政サービスが受けられなくなるわけですね。ということ、外国人の手続をしておけば、それに伴うメリットが今ではかなり生じてきているんです。それ自身が法律を守らせる機能を持っています。罰則がそのまゝ維持されているというのは大変奇妙なことですね。昔は、とにかく罰則でぎゅうぎゅうやるしかないわけですね。ところが、今は、外国人登録の手続を怠れば、例えば転居をきつとしないければもらえなくなるものもなくなりまして、昔はもらえなかったものが全くなりまして、その点では法律の自動執行力、何と言つた方がいいのか知りませんが、そういうものが明らかに変わってきているんですね。ですから、従来の罰則は大幅に見直しをしなければいけません。これは僕はいつ出てくるかと思うのだけれども、絶対出てこないんですね。実は、法務省は、裁判所では外国人登録というものはほかに外国人の権利のためにいろいろ大事な役割を果たしているというのを最近言うようになっていっているんですね。したがつて、それは自動的に守られるようになるはず、そういう側面が随分ふえてきているわけですね。それが、四十年前にできたときの罰則がそのまゝ維持されている、これをどう見直すかということをお願いしたいと思ひます。

時間があつてから最後に、外国人の労働者がふえてきていることが、どうもほとんど指数はそのまゝ残すことになった原因ではないかと伝えられています。外国人労働者がだんだんふえてきているのは、貧しい国があつて日本が豊かだから押しつけてきているという議論が盛んですけれども、実はこれは事の一面にすぎない。日本にお

る今の若年人口の減少は、すさまじいものがあるわけですね。ロボットを開発すればいいと言われるけれども、ロボットは社会保険を払つてくれませんか、どうするんですか、年金を。そういう日本社会そのものが大きく人口構成が変わつてきて、もう外国人がいなければ成り立たないような日本の社会を、いい悪いもない、私たちがつくつてしまつたわけですね。

私は学生に説明するときに、平均出生児数が今は一・五三ですけれども、私は一九三七年生まれですけれども、そのときはその数字が四・三なんです。それが今一・五三まで落ちていっているわけですね。したがつて、外国人がいなければやっていけなくなつていっているわけですね。私のいる愛知県は、自動車産業トヨタの拠点がありますけれども、この関連企業は今、日系人なしにはもうやっていけなくなつていまして、三河地区では、外国人登録のトップは朝鮮人ではなくて今やブラジル人になっているわけですね。外国人を余り敵視することと決別をしてほしいと思ひます。今度の外登法改正案が報道されたときに、インターナショナル・ヘラルド・トリビューンという外国の新聞が「日本 静かなアパルトヘイトの国」という表題で日本を紹介した。日本は正しく紹介されていないという面はありますけれども、事外国人に関することは、正しく紹介されると極めて特異な国として国際社会で映つていいます。その観点から、法制をどう見直すかということをおぼろげに期待したいと思ひます。

片や日本政府は、自衛隊を海外に派遣する、みづからを守る軍隊といえども国際社会で必要とあらば世界のために貢献をしようということを一方で言つていっているわけですから、それは国際的な視野に立つて国際社会における地位を云々するのであれば、日本の国内に住む外国人を著しく日本国民と異なつた形で扱うという制度を維持しながら国際貢献を口にするのは余りにも醜いと思ひます。私は申し上げておきたいと思ひます。

以上です。(拍手)

○浜田委員長 どうもありがとうございます。以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○浜田委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田辺広雄君。

○田辺(広)委員 ただいま御指名をいただきました田辺広雄でございます。

まず最初に萩野先生にお尋ねをさせていただきますが、萩野先生も田中先生も私も愛知県でございますので、感覚としては非常によく似ておると思ひます。今回のこの法律というのは、先生御承知のように、昭和六十二年の外国人登録法の改正の際に衆参両議院で法務委員会において附帯決議がつけられました。その後また昨年一月には、海部前総理が訪韓した際に決着しました日韓法的地協定に基づく協力が実現して、そして一日も早くこれを実現しなければならぬというふうな事態になっておるわけでございます。特に萩野先生は現在、関東学院大学で、またフィリピンの上中央大学で教鞭をとられておられます。しかも、外国人の権利につきましても憲法を中心として数々の専門的な研究をされておられます。今回の法案で外国人登録制度について幾つか質問をさせていただきます。

私は、いろいろ先生の御意見を今聞いておりますが、それともこれから将来ともに指紋押捺が廃止されていく過程なのかというふうなことも、自分でも疑問を持ち、また先生みずから対案についてはいろいろ現実面では難しいのじゃないか、だから今度の改正案が妥当で執行しやすいのではないかと、そういう受け取り方を私はしたわけでございます。そこで、まず、国際法、憲法から見て、主権国家であります我が国が、国の構成員である国民とそうでない外国人との間において出入国の管理や外国人の登録について異なる取り扱いをするといつたとしても、合理的な必要性があるならば違法とは言えないのではないかと、そういうお話を聞いたわけですが、そのことにつきましてももう少し触れてお話をいただきたいと思ひます。

○萩野参考人 私は、とりわけ一九七〇年代に入りましてから、いろいろな意味合いにおいて国際化が進んできたと思ひます。それは、国境の壁がだんだん低くなつてきた、そういうふうな表現が可能かと思うのであります。したがつて、そのことは国民と外国人とがだんだんと区別がなくなつてきているという指摘もできる方向にある、そういうふうな認識はしております。

もう一言そのことについてつけ加えたいのは、そのような状況から、ある国の国籍を持つ人が国境の向こうで生活をするという事態が非常に多くなつてきていると思ひます。そうして、何世代もの間、国境の向こうでもともとの国籍を持ち続けながら生活をするというのが、あちらでもこちらでも起こつてきております。日本にもそれがあつてございまして、さてそのような実態を見てみますと、長年ある国で生活をしてきた外国人というものは、その国の国民と極めて近い立場に立つようになつていまして、そういう言い方ができるかと思ひます。

しかしながら、根本的には他国、自分が住んでいる国ではない他国の国籍を選択するということは、他国に対して忠誠を誓うということを意味するわけでありまして、その辺でどう思ひ出されまうかの、例の山崎豊子が書きました「二つの祖国」という、テレビ映画にもなりましたが、二つの祖国の間で、兄弟が戦争の場で撃ち合いをするという小説でございます。あの中に非常に深刻な形であつておられます。兄は日本で勉強をし、日本人だといふ意識を持つのですけれども、国籍はアメリカを選択しておりましたがためにアメリカの軍人として出陣をして、ついに日本人を撃つ。その撃つた相手が自分の弟であつたという、そういう

出来事でございます。

私は、国籍を選択するというのとは別に、やはり国境が低くなったといえ非常に重要な問題として残され続けていくであろう、そう考えますと、国民と外国人との間に何がしかの違いがあり続けるということは、これは将来ともどうも区別はなくなるのではないだろうかと考えます。

○田辺(広)委員 今、いろいろ具体的な例まで引いて御説明いただきました。本当に私も、そのこととある程度自分でもわかるような気がいたしました。この問題は、憲法で保障されております十三条の意見もありませんが、また、もう一方では今のようなお話も私は理解ができると思うのです。

そこで、指紋押捺制度というのは人権を侵害するとかえ、また、違憲、無効だということも考慮するところでは、私は無理ではないか。また、日本人と外国人の差というのは、今おっしゃったように法的に云々もあるであろうけれども、感情的な、今おっしゃられました忠誠心ですか、そういうものもあると思うのですが、この人権侵害ということについて先生のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○萩野参考人 その点につきましては、先ほどごく枠組みだけを申し上げましたけれども、今日の段階におきましては、と申しますのは、指紋押捺の問題については裁判所でもたくさん判決が出されておりますが、それらを通じて言ひ得ることは、いたずらに指紋押捺を強制されないのは権利である、それは人々の人権であるというふうな考え方はもう既に確立していると思ひます。

ただし、先ほど申しましたような意味で、それは絶対的な意味合いのものとしては確立しているわけではない。というのは、例えば表現の自由を例にとってみますと、それを侵害してはいけないのははっきりしておるのであります。政治的に考へてこの際には表現の自由を制約しなければいけない事情があるというふうな説明は成り立たないわけでございます。しかし、指紋押捺の場

合には、先ほど申し上げましたように、そのこと自体も絶対的にしてはいけないもの、強制してはいけないものとして憲法上禁止になっているかと申しますと、そうは言えない。なぜならば、今日、内外人平等になったといえ、外国に対して忠誠を誓う、そういう意味合いを持つ国籍選択、そのことによつて外国人になつてゐる人たちがたくさんおられて、中には、私外国から見てもありますと、やはりこの人たちは日本の社会生活にはなかなかなじまない人であろうというふうな人々をよく見かけます。

そんな経験からいたしますと、場合によると、指紋押捺という制度によつて同一人性を確認しなければいけないような必要性がまだ今の日本にも残されているのかな、そういう印象がございます。そういうふうな必要性がある場合には必ずしも人権侵害とは言えないのではないかと、そういう考へてございます。

○田辺(広)委員 引き続いてお尋ねを申し上げます。今回、この法改正によりまして永住者と特別永住者は指紋押捺を廃止して、一部新規外来される外国人につきましては押捺を必要とするというふうな、その差がありますね。これについての先生のお考え方をお聞きしたいと思ひます。

○萩野参考人 私は、十数年前に、私の所属します学会におきまして、外国人、外国人と言ふけれども、その外国人の間に区別を設けるべきではないかというふうな議論を私なりに立てまして、報告をしたことがございます。そのときは大変過激な考へ方であるという御批判をいただいたんですけれども、どうやら最近、私感張るわけじゃありませんけれども、大体そのような方向で考へることが多くなつてゐると思ひます。

と申しますのは、私は、先ほど来も外国人、外国人と言つておりますが、その外国人の中にも日本人にいわば限りなく近い人たちがあります。ただ、その人たちは、自分のおじいさんあるいはひいじいさん、ひいばあさんの祖国であつた国に對

する愛着、そういうふうな気持ちから、あるいは自分の血につながる文化、民族への懐かしみから国籍を維持し続けている、そういう人々たちもあると思ひます。

そう考えますと、先ほどもお話ありましたが、税金も払い、日本人とほとんど変わらない、ただそのような意味で国籍を、日本とは違ふ国籍を選んでいらつしやる、そういうふうな人たちの場合と、まだ日本に来て間がない、いわばその人がどういうふうな人であるかまだ周りの人にもわからない、そういう人々と一緒に扱うというのはいささか、そういう人々と一緒に扱うというのはいささか、これは当を得ていない、法制度としても私はその点を別個に扱うべきであるという主張でございます。

その点は、最近になってまいりますと、具体的な問題がいろいろ出てまいります。例えば社会保障を受ける、福祉を受けるというふうな場合に、もう何年以上滞在しているとかあるいは永住しているとかというふうな要件のもとに認めていくという、こういう法制度がだんだんできてきてゐると思ひますので、今の御指摘の区別というのは、もうこれは法制度上現実化していると思ひます。ではないかと考へております。

○田辺(広)委員 次に御意見が出たところで、携帯の義務についてでございます。

先ほど来いろいろ御意見が出ておまして、携帯を義務づけることそれ自体がまた人権侵害に当たるんだというふうな、かつての、古い話か新しい話かわかりませんが、そのような意見も聞かれるわけでございますが、今御承知のように、我が国は非常に外国人労働者がふえてきておまして、世に言う不法就労、それから不法残留者も十万人を数えると言われております。こうしたときに、外国人の身分関係、居住関係を明確にするためには、外国人の方々にやはり外国人登録証明書を持参していただく必要があるというふうな私どもは考へております。

そこで、先生のそれに対する考へ方をお聞きしたいと思ひます。

○萩野参考人 私は、外国人登録証の携帯義務につきましても、以前は法制度に対して大変批判的でございました。拘禁刑によつてこれを強制しておりました。それが、六十二年の改正で罰金刑になりました。私の主張していたところは入れられなかったものでございます。その点につきましては、私は、携帯義務を課すこと自体既に違憲であるという立場はもちろんとりません。

あと問題は、先ほど御指摘がありました、日本人との違いの点でございますが、日本人との違いは明らかにあります。日本人はおおよそ証明書類を持っていないくても自由自在に行動できるわけでございます。

ただし、一たん外国へ行きますとパスポートは常に所持しておらなければなりません。私は実際には日本のパスポートをもつと小さくしていただきたのですが、あれが大きいのがために持ち運びにくいのでよく日本人はとられたりいたしますが、私はあれをコピーいたしまして、コピーを持ち歩くことにしております。何かのときには、こういうパスポートを持っておるんだということを説明することにしておるのです。

さて、外国人登録証の携帯義務というのは、先ほど来繰り返しておりますように、余りそれを繰り返しますと、私は、外国人であるがゆえに日本人とは違ふ差別意識で見ているのではないかと、いうふうなおしかりを受けるおそれもあります。決してそうではなくて、根本的にやはり他国に對して忠誠義務を持つという点がございまして、これはだんだんと永住者、特別永住者について特別の規定を設けていくべきだと思ひます。具体的には、例えば一定の地域の市民であるという地位、これをだんだん認めていくべきであらうと考へております。というのは、それは行きつくところ地方の参政権も与えてもいいという議論になつていくわけでありまして、そのような地位はだんだんと認めていかなければならないと思ひます。

しかし、外国人であり続けるということは、これはやはり、繰り返しますけれども、忠誠義務を

持つわけでありますから、日本人とのその程度の違い、携帯義務は課せられる、その点はいした方ないところではないだろうか。そして、それに対する罰則でございますが、さつき申しましたように、拘禁刑を科するというのは行き過ぎであるけれども、罰金によって間接強制をするという形ならば許されるであろうというのが私の考えでございます。

○田辺(広)委員 どうもありがとうございます。それでは、時間がございませんので、股参考人に簡単に尋ねをいたします。

今、いろいろ参考人からお話を聞いておりました、非常に長い日本と朝鮮との関係というものは、我々も覚えておりますし、また今まで続いてまいりまして、これから一日も早く日朝関係を正常化しなければいけない、これが一つの大きな打開の道であろうと私は考えておりますが、そうした中から過去の問題について私どもも考え、また参考人もよくお話を聞かしていただきまして、私もありがたいと思っております。

そのほかについてだけお尋ねを申し上げますが、今回の政府提案によった法案では、長年日本に居住しておる在日朝鮮人等と新しく日本に入国した外国人とは異なった扱いをすることになっております。一方では指紋の押捺義務というものはなくなり、一方においてはそれが存続する、先ほどもちよつと萩野先生にお尋ねしましたが、それについてどういうふうにお考えになってみえますか、お聞きをしたいと思っております。

○股参考人 私の考えを述べさせていただきます。私は、内外人平等の原則で一貫して処理されなければならぬというふうに考えております。それは、どうしてそういうふうに見えるかといえますと、これは、現在パスポートを持つていろいろなやつてくる人々、それから歴史的な事情のある人々、そういう人々も内外人平等の原則で扱われるというふうにされるのがベストだというふう

思っております。しかし、私は、そうかといつて、それですべて区別をなくするというのも、これはどうかというふうに考えております。

○田辺(広)委員 大変ありがたいお話をお聞きしました、実は最後に田中参考人にもお聞きしたいと思いましたが、時間がありませんので、以上で終わりたいと思います。先生方には、大変お忙しいところ、ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

○浜田委員長 小澤克介君。

○小澤(克)委員 委員の小澤でございます。先ほど既に委員長の方から委員会を代表してお礼の言葉がございましたけれども、一委員の立場としても、お忙しいところをおいでいただきまして、貴重な御意見をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、順不同になりますが、余り時間がございませんので、まず田中参考人にお尋ねいたします。

御意見を伺つていて、内外人平等という観点から極めて論旨明快で、もうお尋ねする必要もないかなという印象を受けました。この田中先生の御意見からすれば、私どもの社会党で出している案についても、例えば外登証制度についてなお残している等、むしろ批判の対象になるのではないだろうかというふうにお聞きしたわけでござい

ます。一点だけ、この重罰規定について御意見がございました。日本人の住民基本台帳法などで過料五千円以下である、これと比較して余りにも不合理であるというお話でございました。私どもも全く同様の考え方を持っております。この法律は、本来外国人の居住関係、身分関係を明らかにするという極めて技術的な法律でございまして、それに対する担保としては日本人と同様過料ということでは十分であるという考え方をもち、そのような観点から私どもの法案をつくったわけでござい

ますけれども、そのようなところはともかくといしまして、現行の法案、しかも今回政府案では

刑罰について手がつけられてないわけですから、余りにも過重、過酷ではないだろうか、特に懲役、禁錮という拘禁刑が付けられていることについてはむしろ非常識ではないだろうか、このように思うわけですが、この点について御意見を伺いたいと思っております。

○田中参考人 基本的なことは申し上げましたけれども、私は、日本における外国人政策全体の基本的な前提を、原則は内外人平等である、そして合理的かつ具体的な内容について必要性があるものについては一定の取り扱いをするということとはあり得るだろう。しかし、先ほど御紹介した政府

報告によれば、参政権等権利の性質上外国人に異なった扱い方をすることはともかくとしてというのが基本認識であるとすれば、外国人登録法は、どう考えても、参政権から説き起こして、外国人が参政権を持つていないので、よつて、例えばいろいろな手続に対する期限を超えたものを処罰する規定が、参政権を持つていないがゆえに今のうちに懲役一年以下でいいというように説明は、これは国際社会ですぐ説明しにくいだろうと思つております。外務省はどういうふうになるのかなと私は非常に関心を持つているのですけれども、基本的に私はそういう立場をとりたいと思いま

す。それで、先ほども言いましたように、ぜひ法律を制定し執行している機関で吟味していただく、御存じのはずだと思うのですが、法律そのものが持つてくる規範力が全然今変わつていくわけですから、それに見合った罰則の軽減ということも行われるべきなので、そういう点からも、全く手がつけられていないというのは、ちよつとオーバーな言い方をすれば信じられないですね。これはさつきも言いましたのですが、昔、いろいろな制度が外国人に均てんされてないときはおもしろいものがないのです。ですから、罰則だけで法律の遵守を促さざるを得ない。ところが、今は随分状況が変わつて、さまざまな手続をしてないと不利益をこうむるのは登録をしていない外国人自体です

から、そこから手続を速やかに行うことの必要性が生まれてきているわけですから、それに見合った罰則の軽減ということはおもしろいものがないのです。ですから、私は内外人平等の原則を掲げたいと思っておりますけれども、あえて言いますけれどもこれは日本の名譽だと思つてすね。しかし、現行の実態を考えると、自由刑を科すというのはどう考えたって過酷のそしりは免れない、国際社会で通用するシステムだと到底思えないという気がいたします。

〔委員長退席、鈴木(俊)委員長代理着席〕

○小澤(克)委員 ありがとうございます。次に、股参考人にお尋ねいたします。

お三方の中で唯一この法律の適用を受ける側の立場に立たれる方かなと思つて、主としてそのような立場から、大変聞いていて胸を打たれるような御意見だったというふうに向いました。この法の適用を受ける側から、余りにこれまで過酷に、しかも管理という観点から適用されてきたことに対するむしろ弾劾であつたかなというふうに向うわけでございまして、しかし御意見の最後の方で、その立場にとどまらず、むしろ日本国民が今こそ冷戦思考の中から脱却してほしいという大変格調の高い御示唆をいただいたというふうに向うわけでございます。

一点お尋ねしたいのですが、股参考人も罰則が余りに過酷、過重であるというお話がございました。特に股参考人は強制捜査が行われている実態等について言及があつたわけでございまして、けれども、これは刑事訴訟法の規定等によりまして、罰則が重いということはただ単に実体法が重いというだけではないで、それに伴つて逮捕、拘禁等が行われる、一定の刑罰以下については逮捕、拘禁は原則として行われなければならないという刑事訴訟法の規定があるわけでございまして、このことと非常に密接に関連するのではないかなというふうに向いました。この強制捜査に関して、既にお話ありましたが、これまでの実例等々あつたら敷衍して御説明を願いたいと思つております。

○般参考人 説明させていただきます。

ただいま小澤先生の方から御指摘がありましたけれども、例えば居住変更で強制捜査をされた事件として、埼玉での金賀一事件というのがあります。それは、この金賀一さんが就職をいたしまして、そして一時期正式な住所が定まるまで会社の寮に入ることになっておりました。そして会社の寮から正式な住所が決まればそこに移る、そうして住居変更届をしようというふうにしていたところが、警察当局は、十四日以内の住居変更届におくれたということで、本人の会社の寮はもとより母親が住む実家まで強制捜査をして、そしていろいろな書類まで押収していくというふうな事態に置かれたわけです。日本の方々でも、住所を二つ持ったりいろいろしている人がたくさんいると思います。ところが、在日朝鮮人が住所を二つ持てば直ちにそういうふうな形で警察権力が、先ほども申し述べましたように市役所の告発もいままに捜査をしていくというふうな事件であります。もう一つは、これは日本の新聞にもいろいろ報道されましたけれども、東京に住む方が住所変更届を怠ったために、それがまた区役所の方から告発のないままに自分の住所はもとより自分の勤め先以下七カ所を強制捜査されたというふうな事態に至っているわけです。

これは、今先生もおっしゃいましたように、刑事罰で法違反の対応をしようとしていることは、警察権力が介入できる余地を残しておこうとする、ほかの言葉で言いますと、在日朝鮮人を治安の対象あるいは犯罪の対象とみなす、そういうことと具体的なあらわれではなからうかというふうな思っているわけです。

○小澤(克)委員 ありがとうございます。

先ほどのお話の中で、外登法違反、特に登録事項変更などについて、うっかりミスといいますが、おくれた場合でも、実に過失致死罪、うっかり過失で人を死に至らしめたよりも刑罰が重いというお話を伺いまして何ともすさまじいなという印象を受けたわけでございますけれども、先ほどのお

話にもありました、比較的最近の例で、自分のルーツをわざわざ調べて外国人登録の登録事項に違いがあったことがわかった。この方は韓国の方でしようか、本国まで行って済州島ですかで戸籍を調べた結果、違っていたことがわかったのでその訂正の手続をしたところ、執行猶予とはいえ懲役六月という拘禁刑を受けているわけですね。これなど本当に過酷なものだと思っております。ですが、実際にこの法の適用を受ける立場といいたしまして、実際にこういう刑罰を受けるというところがなくとも、日常、心理的重圧感というものは大きなものがあるのではないだろうか。懲役、禁錮、まかり間違えばそういう刑罰を受けかねない、少なくとも法律上は受けても文句は言えないというところに対する心理的圧迫感、このあたりについて実際のところを教えてくださいたいと思います。

○般参考人 私、きょうここに参考人としてお呼びいただいたわけですが、まず最初に確認をして家を出ましたのは、外国人登録証明書を持っていたかどうか、それをまず確認いたしました。そしてさらに、参考人として意見を述べる場合に、これは私一人でなくて全在日朝鮮人が、日常的なこういうふうな精神的負担、あるいは不安と申しましようか恐怖と申しましようか、そういうのになまじなまれているというのが実情です。

具体的には一つだけ例を挙げますが、私も子供が何人かおります。それで、ある日新宿駅で朝鮮学校に通っている子供たちが警察官からいろいろと質問されていたわけです。そこで、僕はこういうことかというところで、できれば指導をして早く家に帰させようというふうな思っていたわけです。ところが、すぐそこに出ていけない、登録証を果たして持っていたのかどうかということを考えざるを得ないということがあります。同時に、子供たちが家を出るときにまず聞くのは、登録証を持っていたかというふうな話をするわけです。そしてまた、子供が例えば就職をしたりいろいろする場合にうちから立ったときに、十四日以内の住所変更届を

忘れてはだめだぞ、必ず十四日以内にしなければだめなんだというふうに言い聞かせざるを得ないというふうなことがあるわけです。ほかの言葉で言いますと、それほど常に頭の中に外国人登録法の諸規定を入れておかなければ、ひどいときには二万余りが送致されていたりあるいはそのうち半数以上が起訴される、そして刑事罰に処されるというふうな事態があるわけです。そういう点で、これはそういう不安を一刻も早くなくしていただきたいというふうに思います。

そして、あえてもう一つつけ加えますと、私の外国人登録法違反関係の裁判に証人として出たり傍聴をしたりするわけですが、その中で、この法違反に問われた人たちが一致して訴えていることは、私が何か悪いことをしたのですか、だれかに被害を及ぼしましたか、だれかを危めたり負傷させたりしたかというふうな問いに聞いているわけなんです。ほかの言葉で言えれば、例えば住所変更届がおくれたり五年ごとの確認申請、これはなくなれば一番いいのですけれども、おくれたとしても、これは行政指導で十分足りる、そういう問題なんです。

それにもかかわらずこういう形でなされているということは、かつては朝鮮人取締法あるいは犯罪製造法というふうな言われておりましたのが外国人登録法です。そういう点で、今国会を機会に、先ほども申しましたけれども、抜本的に訂正されるように、そういう御努力を願えればと考えている次第です。

○小澤(克)委員 萩野参考人にお尋ねいたします。時間がなくなりましたので二点一度にお尋ねいたしますので、大変失礼ですがよろしくお願いたします。

先ほど御意見を伺っておりましたところ、刑罰に關して、拘禁刑は当を得ていないというふうにおっしゃいました。最初これは外登法全般についてのお話かと伺っておりましたところ、この点については前回の改正で外されたので解決した、このように言われたので、これは携帯義務に關し

てのみおっしゃっていただんだということがわかったわけでございます。

携帯義務以外にも、今お話のありました登録事項の変更の申請、例えば勤務所または事務所の名称、所在地などもこれを怠れば、現状では懲役、禁錮というまさに体罰が科され得ることになっているわけですね。これに限らず、常時携帯義務以外について体罰があるという点について当を得ていとお考えかどうか、これが第一点でございます。

第二点は、常時携帯義務でございますけれども、これはさきの改正の際の衆参両院の附帯決議等の趣旨が生かされていて、検挙件数も百分の一に近づいて事実上問題が解消したあるいは解消に近いという趣旨のお話でございました。

確かに運用の面で弾力的になっているのは事実だと私も認識しておりますが、このような弾力的運用が常態化しているというところは、既に厳格な法制度の必要がないということが社会的にも定着しているということであらうかと思えますし、また弾力的運用というものは大変いい面もございますけれども、逆に言えば法的な不安定がございます。運用する人によって恣意的な運用がなされ得る、幅があつて法律の適用を受ける側からすれば非常に不安がある。それから、法律がこのようになっている以上またいつ何ときもこの過酷な運用に戻る可能性も否定し切れません。これらを考えますと、立法機関である国会としてはむしろ法制度の方もきちんと現状に合せていくということが必要であり、立法院に在る我々の義務ではないだろうかというふうに考えるわけですが、この点。

以上二点についてお尋ねいたしましたので、私の質問を終わらせていただきます。

○萩野参考人 まず第一点の問題でございますが、おっしゃる通りに私は携帯義務に關する問題として申し上げました。

それで、携帯義務の問題とはほかの、例えば事務所等の申請に關する規定との關係でございます

が、これは私は性質が違っていると考えましたので携帶義務だけに触れました。なぜなら、携帶義務の方は先ほども申しましたように人権にかかわります。しかし、事務所等について申請をするということは直接には人権にはかかわっていないと私考えましたので、そのことについては触れませんでした。

ただ、この刑罰が重いのか、適当であるのか、軽いかという問題は、懲役刑が定められているから等々を単純には比較できないところがあると思います。私のこの点について、一々について、どの項目が刑が重過ぎるかという点についてはまだできておりませんが、具体的に例えれば刑法との関係で、ある場合には、公文書を作成するについて正確な申請をしなかったというふうな場合等、日本人の場合にも一定の刑罰があるわけですが、それから、そういう刑法との関係も勘案しながら細かく検討していくべきところではないかと考えております。今おっしゃった点だけに過ぎずしては、懲役、禁錮が定められているというのはいささかどうも厳し過ぎるという印象はございます。ただ、その点はちょっと検討ができておりませんので、その印象だけを述べさせていただきます。それから、第二点につきましては、私は今おっしゃったところに賛成でございます。なぜならば、やはり実際の運用の問題がなくなっているというところは運用が変わればまた問題が出てくるということ、おっしゃるとおりでございますので、何らかの法制度上の担保が必要であるという点については全くそのとおりだと思います。ただ、現在の段階で私、ここをどういうふうに書けばそれが担保ということになるのか、その点いいアイデアがございません。それで、今の点につきましても、もしこの委員会におきましてそのような方向でいい案がございましたらば、そのような方向にお変えいただきたいということで終わらせていただきます。

○小澤(吉)委員 終わります。
○鈴木(俊)委員長代理 冬柴鐵三君。

○冬柴委員 公明党の冬柴鐵三でございます。参考人の方々には、大変お忙しいところをおいでいただき、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、私から順次お尋ねをしていきたいと思っております。
日本の国土にいられる人々は、国籍法によって日本人と外国人、この二つに区分をせられるわけでありまして、それによつて日本人はこう、そして外国人は一律にこう、このように立て分けて規制することがいかなるものであろうかというのを考える一人であります。それは、先ほど来股参考人もおっしゃいましたように、我が国には、外国人と区別された方々の中にも、通過外国人と申しますか、パスポートを持って日本に勉強に来られるあるいはお勤めに来られるという一群の外国人の方々と、そうでない、戦前から韓国あるいは朝鮮あるいは台湾というように歴史的な意味を持った多くの人々の一群があると思うわけでありました。

この方々は戦前から日本にお住まいであり、そしてまたほとんど日本語しか解けない、母国語である韓国、朝鮮の言葉あるいは台湾の言葉をうまく話せない方々、故郷の山河を知らない方々、そして恐らく終生日本に居住を続けて我が国で骨を埋められるであろう、そのように思われる方々、こういう人々を、国籍法上立て分ければ外国人のカテゴリーに入ること、十把一からげと申しますか、そのような外国人法制をとることは許されないんじゃないか。むしろこういう方々は、定住外国人と申しますか、そういう一つのカテゴリーを設けて、限りなく我が国の日本人と近い扱いというものをすべきであらうというふうに私は思うわけでありました。

そういう意味から、今回この外国人登録法の中で、今私が申しましたようなそのような沿革をお持ちの、仮にこれを定住外国人と申しますれば、そういう人々について他の外国人、すなわち通過外国人と劣位の取り扱いをすることにした。前者

については原則として指紋の押捺を求めないけれども、後者は指紋の押捺を求めるといふ劣位の取り扱いをしたということは、私の考えからすればこれは相当な前進であるというふうに思うわけでございます。

田中先生のお説によると、これは内外人は等しく扱ふべきであるから、日本人であらうが定住外国人であらうが、あるいは通過外国人であらうが、これは限りなく近い扱いをすべきであるという御説のようですから、若干私の考え方と違うのかなと思ひますけれども、私は原則としてそのような感じを持つわけでございます。

そうしますと、日本人の場合はまず係果といひますか、出生地、父母の名前等々、これははっきりしているわけでございます。通過の外国人になつて個人としてどのような係果、どのような出生を持てているかという人々と、その今言っている外国人が同一なのかどうかという人々を区別するマルクマールといひますか、そういうものが必要になる。

考えられるのは、これは万人不同で終生不変という、非常に不思議なことでありましてけれども、同一性を確認する場合に科学的に一番すぐれた手段が指紋であることは間違いないと思うわけでありまして。しかし、それ以外に写真あるいは本人の署名、あるいはその人の係果、出生地とか住所とか父母の名前、配偶者の名前、生年月日、こういうものがあると思うわけでありまして、こういうものは、みだりにとか、ゆえなくとか、合理的根拠なしにという頭書きをつければ、指紋もだめでよし、写真を撮るのもいけなないと思ひますし、署名もいけなないと思うわけでありまして。

そこで、順次お尋ねしたいと思ひわけでありまして、まず秋野先生、私が今言いましたように、ゆえなくとかみだりにとかいうそういう言葉がつかずに指紋をとるといふこと、これは法律的にどう評価したらいいのでしょうか。それと、みだりに写真、本人の意思に反して肖像写真、裸にするというのは別ですが、裸の写真をとるといふのは

別にしまして、正面を向いた顔写真をその意思に反して撮るといふことは指紋押捺と法律的に区別できるのでしょうか。その点についてまずお教えいただきたいと思ひます。

○秋野参考人 裁判所の判例によりますと肖像権の概念が確立してきておりますから、写真の場合も、本人の承諾なくみだりに撮るといふことは、それは今日の日本では許されないという点ははっきりしていると思ひます。

そういう意味では指紋も写真も同じだと思ひますが、ただ、例えばある証明書ののために写真を提出するといふのと指紋を押捺するといふのとでは意味合いが違つてくるであらう。さつきも申しましたように、私は指紋を押させられて涙を流した経験はありませんが、実際に涙が出たといふことを聞きました。その辺から考えてみますと、写真を撮られて涙が出たというふうなことはまずないと思ひます。根本的なところが違ふんであらうと考えます。

(鈴木(俊)委員長代理退席、委員長着席)
○冬柴委員 同じ話を田中先生にお尋ねしたいのですが、もちろんみだりに指紋をとられない権利があることははっきりしているように思うわけでありまして、ここでもみだりにとらうのは、本人の意思にかかわらずといふことだと思ひます。指紋採取を強制されない権利と言つた方がもう少しはっきりするのかなとも思ひます。写真撮影を強制されない権利というものがあつて、署名を強制されない権利というものがあつて、署名の三つを並べたときに、指紋、写真、署名ではどう違ふんだらうかという点について先生のお考えを伺いたいと思ひます。
○田中参考人 一般論として申し上げるのはなかなか難しい問題だと思ひますが、私は、この法律の関係では、こたわるようですけれども、やはり内外人の関係で考える。そうすると、実は日本人は戸籍があつたり、いろいろ身分関係を証明するものがあるからいいけれども、外国人はそうは

いかなので指紋が必要だということが従来言われてきたのですが、非常に単純なことは、例えば私の住民票とか戸籍というのはありますけれども、それと私を直接結びつけるものは実はないですね。

例えば私の顔写真が欲しいと思っても、私の身分登録に関する重要な戸籍と住民票を調べてもわからない。それから、もちろん指紋もないわけですし、そこには署名もありません。したがって、結局は直接は結びついてないのです。外国人の場合には、直接その本人の顔写真、指紋、そういうものを結びつけてその人物を特定するということを制度化しているという、そこに一番私は問題があると思うので、ただ合理性があるかないかというところで一定の違いがあり得るということはある得たとしても、一般論として、例えば指紋を強制されない権利というものを、これは刑事捜査のときにどうであるとかいろいろあるわけですが、日本人についてその身分を明らかにするために政府が持っている情報と、特段に外国人だけのものがあつたかどうかという、その点では現行制度を支えている物の考え方というのは非常に問題があるということを感じるのである。

それで、僕はこういうふうに考えるのです。内外人平等というのは、非常に抽象的に聞こえますけれども、日本人と外国人の関係を一体日本という社会は対立関係で考えるのか、ともに生きていく共生関係で考えようとするのか。私は、やはり可能な限り共生を追求していく、ということは逆に対立関係を前提にしたものは極力抑制をしていく、それがやはり良識だと思ふのです。そういう点で、例えば署名を求めるか写真を撮るかという問題を考えた場合に、常に私は、一緒に暮らす仲間だという意識を前提に、しかしこの点についてはやむを得ないということで取り扱うことにすることが許されるかどうかという、その権利との関係で議論をするということに私はこだわりたいと思います。

○冬業委員 どうもありがとうございます。今

回一歩の人ではありますけれども、指紋押捺に代えて、写真、署名、家族関係、そういうものでこれを代替しよう、こういうことが法律の改正の骨子になっていくわけですから、果たしてその指紋採取を強制されない権利というものと、そういう人は写真と署名を求められ、署名を出した場合どうなるんだらう、あるいは署名を出さずというの嫌だと言われたらどうなるんだらうということが当然考えられるものだから、果たして指紋をやめて顔写真と署名を求めることの代替措置で何か改良になるのかならぬのかという議論を私はしているわけで、これは非常に形式的な議論であつて、心情的にはこれは改良だと信じているわけですね。

そこで股参考人に、指紋押捺が今まであったわけですから、これが今回の法律でやめられて、写真と署名そして家族関係、家族関係も、これを意に反して公表を求められるというところは私にとつても苦痛ですけれども、その程度のこと、この指紋採取から写真や署名あるいは家族関係の開陳、こういうようなことにかえらるということが代替措置として前進だと思ふのかどうか、心情をお聞かせいただきたいと思ひます。

○股参考人 お答えいたします。

結論的に言いますと、指紋もなくなり写真もなくなり署名もなくなれば一番いいというふうに考えております。在日朝鮮人の場合、特に一世は10%を切っておりまして、その人たちの中で文字も書けない人も少なくありません。そういう点でベストなのは、やはりなくなれば一番いいのではないかと今思つております。

しかし、先ほど来話もありましたように、国際人権規約が日本で効力を発生したりいろいろしている状況の中で現在外国人登録法が個人登録の仕組みになっている。そういう点で、家族事項を加味して、そして社会保障の問題とかいろいろな家族関係をほつきりさせていく、そういう点については、これまで拒否するのはどうなのかというふうにならぬところを考えております。これまで指

紋押捺制度の廃止を一貫して主張してまいりました私たちが、そういう限定された点ではありますけれども、先ほど言いましたように、指紋の押捺が永住者に対して廃止されたということは一定の手直しであろうというふうに思ひます。

それと同時に、新たにそれにかわる内容として導入される写真、署名、家族事項、これが新たな管理につながるように。なぜかという点で、指紋にかわる制度としてこれを導入されたわけですから、これまではそれが管理の手段として使われてきておりましたから、そういう点での代替にならないように、そういう歯止めはやはりなされるべきであらうというふうに思ひます。

○冬業委員 それでは、あと一問。

確かに指紋をとられるということは、我が国におきましては刑事訴訟法二百八条に、身体検査令状をとつてやる、身体を拘束されている人にとつては、それは令状がなくてもとれる。足の型をとる、あるいは身長、体重を測定する、写真を撮る、こういうことと並べてこの指紋押捺ということが記載されているわけですから、いづれにいたしましても、こういうものを意に反して強制されるということは確かに我々は苦痛です。またそういうことをすべきでない。しかしながら、そこに合理的な理由があれば、例えば刑事訴訟手続上必要な合理的な理由があればこれは許される、外国人管理の必要上どうしてもこれが必要である、万人が納得できる理由があれば、こういうふうに感じるわけです。

さて、今股参考人も、これは一歩前進だけれども管理につながつてはいけないということ、管理というものは、罰則による担保というのが僕は一番大きな問題であらうと思ふわけでありまして、ぜひこういうものについて、代替手段についても、指紋押捺拒否というものについては一年以下の懲役もしくは禁錮というようないふことがないか、こういうものももしなくなるといふことになれば、股参考人にお尋ねしたいのですけれども、写真や署名あるいはそういう家族事項等を表

白するについて、もし拒否する人に対して、これは法律である以上罰則が全然ないというところは、この法律の規定を担保する上でやはり不当であらうと思ふわけでありまして、その罰則が一挙に秩序罰まで、過料まで落とせるかどうかは別として、少なくとも体罰、懲役、禁錮というものがなくなることであればこれは耐えられないのかどうか、ちょっと愚問かも知れませんが、

○股参考人 私ども、一貫して話をしておりますけれども、内外人平等の原則から見ても、また先ほど申しましたけれども、私たちの歴史的特殊性、それから三、四世にわたつて日本に住んでいる、そういう生活の実態、それから今後ますます日本での生活の基盤は強くなっていく、世代が進むにつれて強固になる、そういうふうな実態を踏まえて話をした場合、やはりこれは体罰はなされるべきだ、それと同時に刑事罰自体がなくなると、そして先ほど話がありましたけれども、行政罰が指導、勧告によって、例えば住所変更届け出がなかったりすれば早くさせるといふふうな手だては幾らでも講じられるだらうというふうに思ひます。先ごろ大阪地裁で、五年ごとの登録確認がおくれた人の判決がありましたけれども、その人も、最終陳述で、私が何か悪いことをしたのでしょうか、だれかに害を与えたのでしょうかというふうな話を、切々と訴えていくわけですから、これらの訴えにぜひ耳を傾けていただいて、そして犯罪人をつくるのではなくて、行政の力によって指導しあるいは勧誘をして、そして法に決められたそういう手続が行われる、そういうふうになされるのが一番いいのではないかと今思ひます。

○冬業委員 どうもありがとうございます。

○冬業委員 どうもありがとうございます。

○冬業委員 どうもありがとうございます。

○冬業委員 どうもありがとうございます。

時間の関係で率直にお尋ねをいたします。
最初に、萩野参考人からお尋ねをしたいと思
います。

お聞きのように、田中参考人の方からは、内外
人平等の原則という立場から、外国人登録法の中
の指紋捺捺制度あるいは外登記の常時携帯義務を
見直すべきではないかというかなり明快な意見が
陳述されたと思うわけがあります。一方、萩野参
考人の方からは、国籍を選択するというのは非常
に重要なことだ、将来とも何らかの区別が残さ
れるのではないかと、あるいは忠誠義務
の存否によって内外人の区別に合理的根拠がある
のではないかと、趣旨の陳述が行われたやに私
お聞きをいたしました。

萩野参考人のお話を承っていますと、例えば忠
誠心、忠誠義務の存否によって内外人に対する差
別をしても合理的なのだという考え方の根本は、
どうも敵対的な国家関係といえますか、あるいは
戦時下の国際関係といえますか、それを前提にし
て外国人に対する区別あるいは管理が一定程度許
されるのではないかと、根本から、どうも今直
ちに指紋捺捺義務を廃止することは無理があるの
ではないかという印象を持たれてはいるのではない
かなというふうに私お聞きをしたのです。

そこで、改めて萩野参考人に、この内外人平等
の原則という立場から、指紋捺捺義務、外登記常
時携帯義務を抜本的になくすというお考えに対し
ては先生のお考えはどうなのか、お聞きをしたい
と思うのです。

○萩野参考人 どうやら私が申し上げましたこと
に説明が不十分で、誤解されたと思います。

私は、外国人について敵対的な考え方というの
は全く持っておりません。その辺は今まで私が書
いてきたものをごらんいただければ一目瞭然でご
ざいます。内外人平等という物の考え方、田中
参考人が明快に述べられましたけれども、私はそ
の考え方と全く同じでございます。内外人は平等
でなければならぬ、それは当然であります。
ただ、この内外人平等の原則もここ百年くらい

の間を見てみますと、大変移り変わりがございま
した。今日の段階におきましては、国境の壁が低
くなりましてから内外人は事実上相当程度に平等
に扱われるようになってまいりましたし、さっき
も申しましたように、長年外国で住み人たちが出
てまいりましたので、そのような人々を国民に
準じる扱いをしなければいけない、そういうよう
な方向で法制度も充実してきています、私はそう見
ております。

私の趣旨は、内外人平等の原則というのは、外
国人を、ある一定の人たちの場合、現在の提案さ
れております案では永住者、特別永住者という言
葉が使われておりますが、大体そういう人々を
考えていいと思うのですけれども、そういう人々
ちについては外国人として最高の扱いをするある
いは最善の扱いをする、日本国民に極力近い扱い
をするというところで、日本国民と全く同じ
に扱えという、そのような原則ではないかと私は理
解しております。じゃ、なぜ国民と区別するの
かということになりますと、それは外国の国籍を選
択しているからだ、そういうように申し上げてい
るのでございます。

○本島委員 田中参考人にお聞きいたしますが、
今萩野参考人から、国籍を選択している、そのこ
とにより区別があってもいいかと思いませんか、
そういう趣旨の意見陳述になろうかと思いま
す、この点に対しては田中参考人はどういうお考
えなんですか。

○田中参考人 二つのことを申し上げますが、一
つは、萩野先生、国籍を選択するというのをどうい
う趣旨でおっしゃられたか必ずしも正確に理解して
ないかもしれませんが、私が冒頭で、ちょうど四
十年前に講和条約が発効したところにこの外国人
登録法ができていますわけですが、実は四十年前の
一九五二年四月二十八日、その日に日本の政府は
どういう措置をとったかといえますと、選択では
なくて、一方的にきょうからあなたたちは外国人
ですよという申し渡しをしたのです。したがっ
て、戦前の旧植民地出身者を外国人として扱うか

どうか、あるいは彼らが日本国籍を持つことにす
るか自国籍だけを持つことにするか、その国籍に
選択の機会がなかったという点は、私はかなり大
事なことだと思っております。ですから、一方的に
外国人扱いをして外国人登録法をつくっておい
て指紋を押さなければ、こういう形で国籍の変動の
ところが措置されたということ、特に在日朝鮮人
についてはそのことは大事なことであります。

それからもう一つは、国籍を選択しているとい
う国籍の問題ですけれども、国籍をどうするか
ということはそれぞれの国が独自に考え方を持
っているわけですが、御存じのように、世界には大
きく分けて、生まれた国の国籍を取得するとい
う出生地主義、アメリカ大陸は大体そうすけれど
も、それから日本のように、親の血統で子供に国
籍を付与するといふいわゆる血統主義と二つある
わけですね。日本は、血統主義をとっているため
に外国人が常に再生産される構造になっている
その人が何代世を交代しようとも、あるいは自分
の属する国の言葉あるいは習慣、そういうものと
いかに無縁になろうとも、全く純粹の外国人とし
て法的には遇せられる、こういう制度の中で外国
人は暮らしていかざるを得ない、これは日本がま
さにそういう国籍法を選択しているわけですね。

そうすると、日本における外国人の地位処遇問
題を考えるときには、そういう国籍法の中で暮ら
している外国人の地位というのはどうあるべきか
というように考えないといけないわけ、ですか
ら、外国人がいつまでも外国人の国籍を持ってい
るのが悪い、こういう認識というのは割合日本の
中にある。先ほど私は時間の関係で省略しまし
たけれども、レジュメには書いておいた、日本に一
番たくさん外国人が住んでいる大阪の府警の外事
課長という、これは直接その担当の人なんです
ね、責任者。その人が、指紋を押さるの嫌なら帰
化するかに帰ればいだろう、こういうことを
公言してはばかれない。この考え方の裏には、い
つまでも外国人やっているというニュアンスが見

えるんですね。それは、日本がいつまでも外国人
にするような法制をしているわけですね。

わかりやすく説明をしますと、もしアメリカの
ような国籍法をれば二世は外国人じゃありません
から、外国人というのには、日本に来てその人が
一生を日本で終わらしたとしてもそれで終わらな
い、子供さんはもう日本の国籍を持ってしまう
わけですから。ですから、日本が血統主義をと
っていて外国人の再生産をするような仕組みの中
でその外国人の処遇を考えていかざるを得ないとい
う状況にあるという点で考えないと、萩野先生が
忠誠心というのをどういう趣旨で言われたのかと
いう気はしますけれども、国籍のひもで外国人と
日本人を峻別していくという思想を保持してい
くというのには非常に危険だと私は思うのです。

ですから、むしろそういうことであれば思い
切って国籍法を出生地主義にする。そうすれば、
対象になる外国人というのは極めて少数になりま
す。そして滞在期間も、長い人でもとにかく一生
です。それは外国の政策の選択の問題で、結論
的に言えば、内外人平等の問題を真剣に考えない
と、血統主義を日本がとっている限りいつまでも
その人たちは外国人を繰り返すしかないわけだ
から、そういう点で、国籍と外国人の処遇の問題
というのは裏表の関係になっているというように
思っています。

○本島委員 国籍といってもそれぞれの国によ
って建前が違う、日本がとっている現在の国籍法と
いう枠の中でのみ、国籍の違いによる外登法の扱
いを、違ってもいいという立場は賛成できないと
いうお話だと思のですが、じゃ、これに対して
は萩野先生はどういうお考えでしょうか。

○萩野参考人 血統主義が出生地主義かという、私
は田中参考人ほどには単純に考えておりません。
出生地主義の国アメリカで出生いたしましたも、
世界じゅうが世界連邦になっているわけじゃあ
りませんで、いろいろな国がいろいろな立場でそれ
ぞれ主権を行使しております。したがって、日本
が出生地主義になればということですが、血

統主義をとっている国々がたくさんあります。したがって、やはり重国籍があらわれてまいります。そうなりますと、これは国籍選択の問題があります。

今ですと、日本人たちがアメリカに行きましても、アメリカの国籍になってしまおうのではなくて、当然それは本人の意思によって国籍を選択するということになるわけです。でありますから、日本人がアメリカに行つて、日本の先祖あるいは日本の民族の文化なりをやはり大切に思う、あるいは懐かしきと思う、そういう人がアメリカで日本の国籍を持ち続けるといふことはあり得るのであつて、生地主義をとるか血統主義をとるかによつて、それほど単純に国民と外国人との差異が解消するということではないと思ひます。

○本島委員 これに対して田中参考人から御意見もあろうかと思うのですが、時間の関係で次の質問に移させていただきます。

ちよつと田中参考人にお聞きしたいのですが、登録証の常時携帯義務の方の問題ですね。これについては、先ほど原則は指紋捺捺義務と同じだといふことはおっしゃられたのですが、今回全部残るわけですね。これに対しては、やはり常時携帯義務は全廃すべきだと思へないでしょうか。先生の御意見を率直に述べていただきたいと思ひます。

○田中参考人 私は非常に単純に考えています。日本人にそういうものがないのだからそういうことをやる必要はないだろうというのが基本です。

よく、密入国があつたりいろいろな問題があるので、外国人には登録証を持たせておかねといふと困るのですね。けれども、それでは何いふまでも、じゃ、その不法入国と思はれる人が、私日本人です、どうするのですか。じゃ、日本人の証明書を出さないといふたら、ないのです。ですから、それほど外国からいろいろな侵入者がいて困るということであれば、非常に単純なんです、日本人も身分証明書をつくらばいいのです。

そうすると、外国人は外国人登録証を持つていて、日本人は日本人の身分証明書を持つていて、潜つてきた人は何もないわけですから、たちどころにわかるわけですね。

そういうふうにして日本人も負担を共有すべきなんです。不便だし、もし忘れていたら捕まればいいのです。それは、だつて、日本の治安を守るためにやるのですから、当然日本国民も協力すべきなんです。その負担を外国人だけに負わせて、もうほとんど制度的に破綻すると思うのです。だつて、私がそういうことをやろうと思つたら、日本人ですと言ひます。おまえ、日本語がおかしいじゃないかと言はれても、いや、私は中国からの帰国者ですとか。最近、日本語の不自由な日本人といふのはだんだんふえていきますから。

例えば高見山はどうするのですか。あの方は日本国民ですよ。ですから、言葉が不自由だとか顔かたちを見て日本人だといふわけにいかないのですよ。もうだんだんそうなつていくわけですよ。

ですから、もし国の治安を守るために、いろいろな外国人が入つてくるのできつと守りを固めようといふことであれば、一億二千万の日本人もそのためにやはり同じ努力をすべきなんです。ですから、身分証明書をちゃんと持つて、ここに来るときには、股さんだけではないで、私も朝出るときに、ちよつと待てよ、身分証明書を持つてくるかなと確認して出る。同じような痛みを分かち合ふべきだ、そういうふうには私は考えております。

○本島委員 股参考人にお尋ねをいたしますが、股さんは内外人平等の原則といふのは大変重視される、そして、ただ一方歴史的特殊性といふ言葉もお述べになりました。在日朝鮮・韓国人の歴史的特殊性から、内外人平等の原則がすべての区別なく適用されるのはどうかと考えているという御発言もございました。それで、どうも私からお聞きいたしますと、田中先生と萩野先生の中間のような立場のようにもお聞きしたのですが、今回の政府の一部改正案で

一年以上の残留者については指紋捺捺義務が残つてしまふ。この点については、歴史的特殊性を保持した旧住民地下で大変困苦をされた在日朝鮮・韓国人の皆さんとそれ以外の在留外国人の皆さんとの区別が残るわけですが、率直に言つて、この区別が残ることに對しては参考人の御意見はどうなんでしょうか。

○股参考人 最も好ましいのはすべての人々に指紋が廃止される、これがベストだといふふうに思つております。

○本島委員 最も望ましいといふ言葉を使われたのでちよつと心配な、気がかりなんです。が、今回はやむを得ないといふような気持ちには一部あるのでしょうか。それはどうなんでしょうか。

○股参考人 私ども自体は指紋は全廃されるように、といふのは、今回の改正案によりましても十万人近くの在日朝鮮人、この方々の中には戦後に一時故郷に帰つて再び日本に戻つてきた人、そういう人たちがもたれたいと思います。そういう点で、この指紋がなくなれば一番いいといふふうに思つております。

それで、それができなければ、せめて特殊な歴史的事情を持ち、また日本に生活の基盤を置くという人々たちから、そしてだんだん指紋全廃へと向かつていく、そういうのを現時点ではやむを得ない面もあるのかな、そういうふうには思つております。

○本島委員 一九九二年の今日では、場合によつては、歴史的特殊性を持たない人々たちについてはやむを得ない面があるのかなといふお考えなんです。これについては、では田中先生の方はどういふお考えですか。

○田中参考人 私は、指紋に限定して申し上げれば、これだけ日本の社会で随分外国人登録の議論をして考へてきたので、今回の改正案では結局、今まで議論してきたことはほとんど残されたことになるのです。ですから、私、今回のやむを得ないといふ気もしますけれども、それは日本の国民なり国政関与者のレベルがそういうもの

だといふことにすぎないので、ただまたとにかく指紋のことで延々と議論をしていかざるを得ないといふことですね。さつき申し上げましたように、指紋をとられなくなる人といふのはほんの一部ですから、大部分の人はずっととられていくわけですから、日本の指紋制度といふのは何も変わつていないのです。ですから、引き続きまた指紋をめぐるいろいろな議論をしていく。そして、一番最後になると、いや、外国人といふのは日本人と違うんだといふことで、それが今の日本のレベルであればやむを得ないといふ気はしますけれども、もう少し進歩したいといふように私は思ひます。

○本島委員 時間が参りましたから、終わります。

○浜田委員長 中野寛成君。

○中野委員 民社党の中野寛成でございます。きょうは、三先生にはわざわざ御足労いただきましてありがとうございます。また、股先生にはテダニカムサミダと申し上げたいと思ひます。

今回の法改正の根底に流れる精神というのが、大別して二つあると思つております。一つは、日本における人権についての考え方の進歩をどうしていくかといふことがあります。もう一つは、今回の改正のきっかけが、海部前総理等の訪韓を初めとする日韓関係があらわれました。そうして考えますときに、私も在日韓国人・朝鮮人の人権問題に長らく取り組んでまいりましたが、この国際的な人権に対する考え方の進歩といふベースを一方で持ちながら、もう一つは、先ほど来参考人の先生方おっしゃいましたように、朝鮮半島の皆さんを初めとして多くの方々に日本が戦争中に随分と多くのひどいことをした、その反省と償い、その気持ちの一方にあることは否めない事実であります。今回の改正はその後半の部分、反省と贖罪の面から生まれたものが一番大きなきっかけといふことになるのであろう、こういう気もするのであります。しかし、今日まで法務省を初めとして日本の政

府及び国会で取り組んできた入管法、外登法、そしてその他社会保障制度に至るまでの諸改正は、ほとんどその視点で考えるよりもっと普遍的な、まあ具体的に言うと難民条約に基づく国内法の整備というふうな視点でとらえてきたことも歴史的経過としてあります。そのために在日韓国・朝鮮人の皆さんから、我々に対する特別の待遇、扱いというものは何も配慮していないではないかという不満の声が聞かれたこともありまして、そういう視点に立ちまして考えるときに、今後とも人権の上から普遍的な改正を進めていく必要があり、同時に、在日韓国・朝鮮人の皆様の気持ちも考えますときにどのような配慮を加えたらいのかというところが常に私どもの心にあるわけであります。今回の法改正の件も含めまして、その二つの視点に立つて何をどうするべきかということ、先生方のお考えがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

まず秋野先生からお願ひいたします。

○秋野参考人 第一点の人権の進歩という点につきましては、もう今までに述べてまいりましたように、指紋押捺制度にしろ登録証の常時携帯義務にしろ、こういうものが全くなくなってしまふ、そういうふうな方向に行くのが最も望ましいと考へます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、さて具体的な妥当性、法的な安定性、現在の時点での主権とか人権とかという点を考えました場合に、具体的にどういう制度をつくるべきかということになりまして、理想の少し手前のところになるうかというふうに思ひます。

あともう一つの点につきましては、日本が過去において植民地として迷惑をかけた国々の人たちに對する反省、贖罪の点がもつとはっきりと出てきていないのではないかと御懸念だったかと思うのであります。その点につきましては、過去の日韓協定以来幾つかそのような方向での立法もされてきたと思ひますが、これが、言うなればややこしい扱いであったのが一本化されて、昨年の特例法によって一本化されてすっきりした。それを

受けてまた今回の改正がなされようとしていると解します。今回の改正によりましてそのような人たちが指紋押捺から解放されるということは、今御指摘のような方向でのやはり一歩前進であらうというふうな考へます。ただ、その場合、永住者、特別永住者が一緒に扱われておりますので、いわゆる我々が反省、贖罪しなければならぬ人たちにだけ有利というわけではありませぬので、その点についてどうかということになります。これはまた別の考へ方で何か立法を考へたいかどうかはないのか。この外国人登録法の制度の問題としては今の方向でいくのがよいのではないかと私は考へております。

○秋野参考人 私は、次のように考へます。

まず、人権の進歩の面では、現在人類が到達した国際人権法の規定に基づいて処理されるべきであらうというふうに思ひます。それは一律に在日全外国人をそのように処遇するというのが無理であれば、とりあえず特殊な歴史的事情を持ち、日本に生活の基礎を置く在日朝鮮人の処遇をその人権法に見合った形で、言葉をかえて言えば内外人平等の原則に立つて処理すべきであらう、そういうふうに思ひます。また、日本の国会におきまして、先ほど申しました出入国管理特例法で一步前進のそういう結論を出しております。それとの整合性を図る意味でも今回の外国人登録法の改正について、その問題が指紋にとどまらず登録証の常時携帯の問題、そして刑事罰の問題においても援用されていくべきだろうというふうに考へます。

ちょっと引用になりますけれども、ドイツの例ではブランド元首相は次のように話しております。「我々は過去の重荷から解放されて生きていくのかのように振る舞うことはできない。歴史は振り返らせないものである。歴史の重荷を克服する唯一のチャンスは現在の歴史をよく書き続ける以外にない。またコール元首相は「ナチスの犠牲になつた人々の遺族や子孫との和解はドイツ人として歴史に對する恥と責任を認めたときのみ可能となる」、またワイツゼッカー大統領は「過去に

目を閉ざす者は結局のところ現在も見えなくなります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」、というふうな述べております。こうした発言を引用しましたのは、先ほども述べましたように、まずできることから一気に行ふことが無理であればそういうところから手をつけていただいて、そして今回の国会がまさに在日外国人の人権保障においても新たな歴史を書き記す、そういう大きな一歩になることを心から願ひしているものです。

○田中参考人 それでは、具体的な提案をいたしましょう。

私は、とりあえずこうしたいと思ひます。基本的には、私は、外国人登録法というものは住民記録を整備するための法律というように割り切つて、昨年でしたか、成立した特例法の対象それから永住、ですから今回指紋がなくなるといふふうになつてゐる部分、この部分は住民基本台帳法の中に全部繰り込む。そうすると、大体六十四万人は住民基本台帳の対象になります。恐らく、法務省の登録課も随分仕事が増えると思ひます。警察も登録証の提示とかなんかいふろなことを考えなくといふです。市町村の窓口も登録の切りかえのためにいろいろな苦勞をしながらも済む。それ以外の外国人については、基本的に現在ある外国人登録法をさらに改善をする。

これは我々の社会の知恵の進歩に合わせて、外国人はどうしても外国人として別扱いしたいという気持ちが増えればこれはしょうがないですから、しかし可能な限り私は内国民待遇、これは、先ほど私が御紹介した国連に外務省が出した報告書にあらうことを書いたといふのは、私は書いた人間じゃないからわかりませぬけれども、恐らく書きたくなつた気持ちには非常によくわかるのです。ああいう説明が国際社会では一番通用するといふように恐らく外務省は考へられたのです。そういう社会であつたといふことは思つてゐるわけですが、ただそのレベルに達しなければもうしばらく続けるしかないだろうという気はしますけれども

も、とりあえず思ひ切つて住民基本台帳法に全部組み込んでしまふ。私についてと同じように、その人が何のたれべで生年月日がいづでどこに住居を有するかということがあれば、この人たちに對しては、特例法の趣旨にもありますように、歴史的な背景を前提にして国の退去強制権についてもかなり制限をしたわけですから、在留期間の管理ももう放棄して、定期的にその人の在留の可否を判断するといふ、そういうこともしない人たちですから、日本に永住することを承認された外国人は日本の住民基本台帳に登録することによつて住民記録にする。そうすると、お役所の仕事も随分楽になるはずで、行政改革の点から私は大変望ましいことだと思ひます。

○中野委員 次の質問をいたしますが、先ほど来登録証の常時携帯の問題が極めて大きくクローズアップしてゐるわけでありまして。私も具体的な事例に幾たびか出てまいりました。そのたびに何とかならないかといふ気持ちは持つてまいりましたが、どういふ法改正をすればいいのだろうか。例えば、日ごろは自宅に置いておいていざというときには速やかに取り寄せられる。または職場に置いておく、旅行中はホテルに置いておいてもいいとするならば、それを具体的に法律的にどう明記したらいいのかといふのが一つあります。

また、それとは別に、罰則の問題が先ほど来大きく取り上げられました。理想は一気にすべての罰則をなくす、懲役や禁錮や罰金をなくして過料に切りかえるといふことが一番いいといふことはわかりました。これは三先生それぞれ基本的にはその御意見であると思ひますが、ただそれを具体的にこの法改正の中で取り上げて検討いたしますときに、一気にすべてをというのがなかなか難しいといふのは率直に思ひます。そのときに、先生方の御意見としてせめてこれは外したかどうかといふふうな考へがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。いや、もうこういふものは基本的になくすべきだ、それ以外考へられないとおっしゃられるかもしれませぬ

し、さはさりながら、しかし具体的な現実論としてやるにせめてこれはどうかというふうにもしお考えただけるとすればどういふことがあり得るだろうかというお尋ねであります。これまた三先生にお伺いいたします。

○萩野参事 対案で保管義務という考え方を示されておりますが、一つのアイデアだろうと思ひます。ただし、これは具体的にどういふふうになつていくのか、現実問題考えますと、まだ未知と申しますかはつきりしないところが幾つも出てまいります。私はこのことを具体的にまだよく検討できておりません。それで、保管義務が大変結構だと言うことは私は今できません。ただ、今のお考えの方向での一つの大変おもしろいアイデアだというふうに考えます。

あとそれから、私が今まで考えてきましたのは、外国人登録証以外に本人の同一性を示す何か、例えば運転免許証とかあるいは学校に勤務する、あるいは在学している者だったならば学生証とかいふふうなものによって代替物の価値を認めるような方向で何か方法はないだろうかというふうなことも考えるのであります。やはりそれらも必ずしも十二分に機能するかどうか、もう一つ現実的なことがよくわかりません。

あと、それからもう一つ考えてきましたのは、これは人権という観点からでございますが、過失を罰しないという方向で法制度を改める、あるいは少なくとも、運営はどうもそのようになっていくようにございませうけれども、何かその辺をもう少し制度的に保障されるような方向はないものだろうか、そんなことを考えてまいりましたけれども、その過失を罰せずというのをいれましてした場合、これはほとんど機能しなくなってしまうおそれもある。そこで、どうも名案ございせん。申しわけありません。

○殿参事 いただいた御質問ですが、やはり常時携帯制度はなすべきだというのが最大の、また最善の策だというふうに思ひます。しかし、それが諸般の事情でどうしても無理だということでは

あれば、先ほども申しましたように日常的な精神的苦痛、不安、そういうものを取り除く方策をぜひ講じていただけないものだろうかというふうに考える次第です。これは、登録証の常時携帯ということになつておりまして、そして弾力的あるいは常識の運用というところで教は減つてはおりますが、いつその運用が変わるかわからないというふうな実情にあるというふうに思ひます。そういう点で、この改善の策として常時という、これがなくなれば、そしてある一定の期限内にそのことが証明できればそれで済むという程度に、これは非常に遠慮した言い方をしておりますけれども、極めてそういう程度にはしていく努力がなされてしかるべきではなからうかというふうに思つております。

それから、罰則について言いますと、やはり日本国民に適用される住民基本台帳法並みに、それと全く一緒にせよというふうな話をしていられるのはありません、少なくとも、懲役あるいは禁錮、そういうふうな体罰それから前科がつくようなそういう法の仕組み、この罰則の仕組みをなくしていただく、そういうふうな思つていられるわけでは

○田中参事 私は基本的にはなくすべきだと思ひますけれども、ただ、今の日本の社会のコンセンサスがそれを許さないというところであれば、改善の策としてどういふことを考えるのかというように考えた場合に気づいたことを一、二申し上げますけれども、一つは、やはり罰則のところを速捕したり勾留したりすることができないように非常に制限を加へる。今非常に悪用されていまして、そういう悪用が起きないように罰則のところを量刑をうんと引き下げて、そういうことができないようなところで歯止めをかけるというのが一つの方法でしようね。

それからもう一つは、先ほど萩野先生がおっしゃられたように、その人がどういふ人であるかわからないということ、その人を知りたいという必要があり得るでしょうから、これは例えば私

なんかも書留郵便物を受け取りに行くときに、学長が判を押した身分証明書とかあるいは保険証とか、通常それこそ常識的に考えて、まあこれならよからうというところで代替することは我々の日常生活で頻繁にあるわけですね。したがって、そういうもので証明できればいいということでは済ませるとか、ただ、今の制度を支えている考え方をやはり根本的に直していくということが私はポイントだと思ふのです。

とにかく、私は、レジメには書きまじつたけれども言ひませんが、長く留学生の仕事をして、今大学の教師をしていまして、その留学生の仕事をしているときに、非常に親しいなかなか回転の速い男が、田中さん、日本では外国人というのは国を害する人と思つていられる日本に暮らす外国人に共通する感想だろうと思ふのです。一億二千万と百万人の外国人との関係を考える場合、ただ日本人は非常ににかみ屋だから外の国の人という字を使うけれども、実際には国を害する人とも思つていられるのかと言われたことがありますけれども、私は、こういう日本と決別をするためにどうするか、そのためにはやはり知恵を絞る。外国人を排除したり取り締まるためにいろいろ知恵を絞るというのをそろそろやめにして、外国人と一緒に暮らすためにいろいろ問題があるだろう、そのためにはどういふ知恵を絞るか、我々にどういふ努力ができるか、我々の頭を少し使おうじゃないか。私は、政府委員も、国会議員もそのために神経を使つてほしい。今までやってきたことは、何か外国人を追つかけ回すためにどうやって一生懸命つくるかというところに努力してきませんでした。その基本的な切りかえを、冒頭で言ひましたようにこころしは講和条約ができて四十周年です。私は、本当はかなり大々的な記念行事でもして本場に新しい日本の出発点にする、ところが四月二十八日が全然話題にならない、非常に残念です。そういう点では少なくともこの法律の改正のときにそのための打つ立てを起こしてほし

い。そういうものに何かこたえられるような形で常時携帯義務を要する、そのために少し知恵を絞らうではないかというのが私の気持ちです。

○中野委員 ありがとうございます。

○浜田委員長 以上で午前中の参事人に対する質疑は終了いたしました。

参事人各位におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

どうぞ御退席ください。(拍手)

午後一時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後一時三十分再開

○浜田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律案及び高沢寅男君外三名提出、外国人登録法の一部を改正する法律案の両案について、午前に引き続き、参事人から御意見を聴取いたします。

午後の参事人として、和光大学文学科助教授、バート・リケット君、弁護士金敬得君の二名の方に御出席いただいております。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参事人各位におかれましては、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

両案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願い申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

御意見の開陳は、リケット参事人、金参事人の順序で、お一人十五分以内に取ります。お述べいただいた後、委員からの質疑に対しお答えいただき、念のため申し上げますが、発言の際はそ

の都度委員長の許可を受けることになっておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。それでは、リケット参考人をお願いいたします。

○リケット参考人 皆様こんにちは。私は四十七歳のアメリカ人です。アメリカ人ですが、私の意思でいかなる国家、政府に忠誠を誓った覚えはありません。三十二万人の永住権を持たない在日外国人の立場から、法務省の外国人登録法の一部改正案について意見を述べさせていただきますと思います。

一九六六年を初めてとして、それ以来私は三回日本に来て、合わせて十六年間日本に滞在しています。が、外国人登録法に従って三回は指紋をしっかりと押しています。大学院研究生として来日した一九八〇年の押捺のときは特に記憶に残っています。日本に来て二週間後、市役所の外国人登録の窓口に出頭し、左手の人さし指の指先に黒いインクがべったり塗られて、指紋がとられました。終わった後、とった方もとられた方も気づかず、気が付き、白けてしまい、市役所を後にしました。

そのときは、手が汚れただけではなく、自分の人格も奇妙に汚されたという、まるで恥ずかしいことをやったような気がしました。なぜ日本政府が日本に留学する人々を監視しなければならぬのかと思いました。

この数年間、アジアを初めてとする諸外国から多くの人が日本に来ています。勉強したり働いたりあるいは日本人と結婚したりして、この地を生活の場とするようになりました。そして、毎年来日する一年以上の在留資格を持つ外国人の多くにあっては、指紋押捺という強制は、自分たちが歓迎されない異質な存在であるという異様な第一印象を与えているのではないかと思います。国際化時代と広く言われている今日、日本で犯罪の被疑者以外に適用されない指紋制度を外国人に押しつけることは、先進国にとって果たしてふさわしいのでしょうか。

この十年間、日本の指紋制度は人権侵害であると国内外の批判が高まってきましたが、その批判を背景に、今回の政府案は前進と断定できるかどうかという問題があります。

この案によると、旧植民地出身の人々など永住資格を持つ約六十四万人の在日外国人は指紋押捺から一応解放されるようになるとされています。が、三十二万人の非永住者には指紋制度が存続されることとなります。歴史的背景や基本的人権の配慮からいえば、在日韓国・朝鮮人、台湾・中国人を指紋の強制から解放されるのはごくごく当たり前のことであると思われまします。しかし、指紋を押さない外国人と指紋を押す外国人を区別することとは、結果的に制度上の新しい差別を持ち込むのではないかと思います。

また、永住者と非永住者との分け方は、外国人の立場からいえば複雑でわかりにくく、また恣意的に見えます。例えば同じ家族の中でも永住者と非永住者両方が存在するので、指紋を押す家族と押さない家族、両方があるという極めて変則な場合も出てくるでしょう。

そして、非永住者の多くは留学、文化活動、ビジネスなどの関係で一年から三年の間に、比較的短期間に滞在します。しかし、五年、十年、二十年、あえて骨を埋めるつもりで長期間日本に暮らし、この地に子供を産み育て、日常生活の中で日本人と対等につき合っている外国人も少なくないと思えます。

時々、非永住者は永住者よりも日本に長く滞在し、日本社会に深くかかわっています。例えば、知り合いの一人なのですが、日本人と結婚して配偶者資格を得て、ただ三年間滞在しただけで永住権をすぐ取られたのですが、それに対して、もう一人の友達がいるのですけれども、その人は大学の出版会に引き継ぎ十五年間勤めているのですが、その人は一年の在留資格しか認められなく、毎年更新の手続をしなければならなかったのです。子供二人がいますが、お二人とも日本で生まれ育ち、日本の学校に通っています。ことしやっ

と初めて子供とともにその友達は定住外国人として認められましたが、三年の在留資格が出ました。

しかし、来年十六歳となる長女は永住権を持たないために指紋押捺が強制されます。その長女の同級生の中に永住外国人もいるわけですが、今回の政府案によって彼らは指紋押捺義務がなくなります。結局、その少女だけが指紋を押さなければならぬのです。

友達のような外国人は少なくないのです。彼らの指紋をなぜとらなければならぬのか。私たちは、子供になぜ押さなければならぬのかと聞かれたときに、どういふふうに答えればよいのでしょうか。法務省の方々は、その未成年たちあるいは彼らの親に、十分納得できるような御説明があれば教えていただきたいと思っています。

在日外国人が指紋をどう思うかはともかくとして、押捺にこだわっている警察庁、法務省、外務省などにとって指紋はどういう意味を持つのでしょうかというのを考えなければなりません。しかし、残念ながら関係省庁の説明を聞きましますと余りにもわかりにくいものです。

例えば、国連規約人権委員会の一八八八年七月二十日の会合で、政府が日本の人権状況について取りまとめた第二回の報告書がほかの国からさまざまな問いを引き起こしましたけれども、その中で指紋・常時携帯制度も批判の対象となりました。そのときに外務省人権難民課の国枝代表が、在日韓国・朝鮮人の指紋押捺などを弁解するために、指紋制度は十六歳以上もしくは一年以上に在留する外国人に平等的に適用されているから差別ではありませんと昂然と答えました。

しかし、今回の政府案では旧植民地出身者を中心に一部の外国人が指紋押捺という法的規定から除外されます。今まで法務省、外務省からいただいた御説明と今回の法案の内容をどう整理し、理解すればいいのでしょうか。

また、外国人登録法は、本来、すべての在留外国人の公正な管理を目的とするものとされていますが、

が、関係省庁のお役人の方々は時々違うような解釈をします。例えば法令研究会編「出入国管理令・外国人登録法の違反態様と捜査要点」というマニュアルの中で、これは「一九七九年四訂版八十九ページですが、引用しますと「わが国における外国人の管理対象は、朝鮮人であると言っても過言ではあるまい」という指摘があります。さらに、法務省も似たような説明をしたこともあります。一九八六年十月二十四日、当時の入国管理局長小林俊二氏は東京の外国人記者クラブで記者会見を英語で行いました。質疑応答のときにドイツの新聞デル・シュピーゲル紙のテラザーニ記者に、あなたは、指紋押捺について話をしていると韓国・朝鮮人について話してばかりだ、韓国・朝鮮人にだけ指紋押捺をさせればいいのか、なぜスイス人が指紋押捺をしなければならぬのですかと聞かれました。小林入国管理局長は次のように答えました。日本において韓国・朝鮮人だけをそのほかの外国人と区別するわけにはいかないのです。外国籍の人はみんな同様に扱わなければならない。さもなければ、そこには何らのもっともな理由が提示されないわけですから、区別ではなく差別になってしまいます。法的には、事実として言えば、不法入国者が来ているのは朝鮮半島からだけです。それは、その観点からいえば日本に住む韓国・朝鮮人だけが指紋をとれば十分ですが、しかしそれは実行可能でもないし、合理的でもないし、適当でもないと思えます。日本国籍所有者とそうでない人に差をつけるのは可能ですが、国籍によって外国籍の人々の間に差をつけるのはできません。不可能だと思えます。

また、「世界」の三月号の吉田類さんの記事によりますと、警察庁が、指紋はいわゆる不法残留者のために必要だと説明しているそうです。しかし、いわゆる不法残留者は短期滞在者なのですから指紋を押すことはありません。このような指紋押捺がだれにとってなぜ必要なのか、私たちが外国人はさっぱりわかりません。私たちがこの数年間

指紋などについていただいた御説明はそれぞれですが、かいつまんで言えば矛盾だらけと考えざるを得ません。

ほかの国では指紋がどうかという質問は三月二十七日のこの委員会の審議で出ました。法務省の回答によりますと、先進国の中では日本以外に外国人の指紋をとっている国はスペインとポルトガルと米国だけだそうです。しかし、田中先生がさきにおっしゃったように、スペインとポルトガル両国は、日本と違って自国民の指紋をもとっていますから、内外人平等の原則を犯しているわけではありせん。

では、米国の場合はいかがでしょうか。確かに米国は一九四〇年にナチスや共産主義者を排除するために戦時立法として外国人登録法を制定し、それ以来は外国人の指紋を強制しています。現在米国は、永住権つまりグリーンカードを得る外国人だけから十指の指紋をとりますが、それはそれなりの屈辱的な取り扱いだと思えますけれども、少なくとも見返りがあるわけです。日本と違うところですが、米国で永住権をもらえば一般のアメリカーナとほぼ同じ権利を保障されます。つまり、外国人は公立学校に教えられますし、地方公務員にもなれます。また、米国民権立法というのがあります。国籍を問わずにすべての住民を各種の差別から守っています。

田中先生がさきに指摘されたように、その上に米国の国籍原理は出生地主義ですから、つまり米国で生まれる子供たちは親の国籍はどうであれアメリカ人になります。血統主義にこだわる日本では、外国人である以上何世代がたってもあくまで指紋がとられるし、外国人登録証を常時携帯しなければならぬし、常に警察の管理下に暮らさなければならぬし、そして、日本人と同じような権利があるかといえば、保障されていません。

今まで述べたことは必ずしも私の意見ではありません。この一カ月間、私と数人の友達、知り合いは、永住者を中心に国際レベルで商売または文化活動を行っている人々から今回の政府案に

ついてコメントを求めました。まだ最終の結果が出ていませんが、四月六日現在、外国人百八十八人、日本人百五十二人、合わせて三百四十人の人々は指紋の全廃を要求しています。指紋制度の一部を残すことは仕方がないと考えている人は三十六人だけです。その三十六人のうちに、外国人の指紋をとっても仕方がないけれども日本人の指紋をもとってほしいという強い調子のコメントがあります。

すべてのコメントを述べる時間はありませんが、幾つかの代表的な意見をお知らせしたいと思います。

それに入る前に、一九八七年一月号の「外人登録」という雑誌ですが、小林俊二元入国管理局長は、指紋押捺に対して次のように言っています。感情的反発を示し心理的困難を感じるのは在日韓国人・朝鮮人だけですというふうに断言しました。が、私たちの手元に集まってきたコメントは、植民地支配という悲しい歴史を背負わない外国人のかんりの数も指紋押捺の精神的負担が大きいことを伝えています。

例えば引用しますと、私も夫も子供二人も外国籍ですから一日も早く指紋制度が廃止されるよう願っていますと、文筆業に従事している外国人は書き込みました。ある大学教授は、こう言いました。ことし日本で生まれた娘が十六歳になり指紋押捺の時期になっており、自分の意思で日本永住を選んだ私とはまた別な立場で押捺を強要されることは納得いかない。また、外国人を一般社会から追放された者もしくは犯罪者として取り扱うのは御免ですと、ある研究所の所長は書き込みました。そして、一人の外国人宣教師は、私は一九八七年に来日したときに指紋をとられました、この不快、無意味なやり方は屈辱的だと思いますという厳しい批判もありました。

それだけではない。多くの外国人が、問題は指紋だけではなくと返事しました。一人の法律家は、常時携帯義務は指紋以上に屈辱的な強制ですと書き込みました。また、ある会社の社長です

が、日本に滞在する権利を持つ外国人がなぜ日本に自由に出入りすることができないのでしょうかと、再入国許可問題を指摘しました。

日本人側は、それぞれありましたが、代表的な意見としては、私は外国に長期滞在したことがありますが、指紋を求められたことは一度もありません。私は大学で教えており、職業柄外国から学者を長期に招聘することが多くありますが、このことが、このことというのは指紋押捺が一番痛む問題です、以前来日を取りやめた場合もあります、一日も早く撤廃を望みます、まことに恥ずかしい制度です。

一九八一年、カリフォルニア大学の教授ジョージ・デボスとイ・チャソ教授が共編した「在日朝鮮人」という本の序文に、保守流政治学者ロバート・スカリビノ教授は、在日韓国人・朝鮮人をめぐる諸法律はアバルトヘイト的だと言及しました。先ほど田中先生も触れましたけれども、ことしの三月十日、インタナショナル・ヘラルド・トリビューン紙では在日韓国人・朝鮮人の処遇、法的地位などを問題にし「日本 静かなアバルトヘイトの国」という記事も出ました。

日本の外国人に対する取り扱いを南アフリカのアバルトヘイト制度に例えるのは極端で、そぐわないと反論する人たちが多くいます。確かに両制度の間に大きな違いがあるわけです。しかし、いずれの場合にも有権者と無権利者との間に法制度的な障壁を設け、後者を異質なものととして隔離するという機能上の共通点があるように思われるのも無理もないでしょう。極めて残念なことですが、政府の高官がアジア人労働者、アメリカの少数民族までをけなす、中傷するような発言を繰り返してきた意識がこのような制度を支えているのではないのでしょうか。

この数年間、指紋押捺は日本の排他性の象徴となりました。しかし、人権を守る立場にある法務省は、法でもって差別をなくするのではなく、指紋の一部存続によってあえて新しい差別を生み出そうとしているのではないのでしょうか。

私たち外国人は、日本社会に害を及ぼそうとして来日したわけではありません。日本の学校、企業、工事現場、さまざまな分野でさまざまな役割を果たしています。そして、その役割、日本が国際社会で一定の貢献をするためあるいは日本社会の繁栄のため今まで役立ってきたと思いますし、これからも役に立つと思っています。日本の中で外国人と出会い、さまざまな文化と知り合うことは日本人にとってよいことではありませんか。また、逆に、海外から来る人々も日本人から学ぶことが多いと思います。短期・長期滞在、在留資格、民族、国籍、皮膚の色を問わずに、外国人は多くの日本人の友人を持ち、日本社会とのかかわりを深めています。今や、政府は、多くの日本人が望む国際化を妨げるような政策をとるべきではないと私は思います。

国籍が違ったり、民族が違ったり、在留資格が違ったりということで、指紋押捺、常時携帯、重い刑事罰という人間の尊厳にまで傷をつけるような管理体制は、どれほど日本社会に生きていくこととして一人一人の外国人の日常生活を脅かしているかということを考えなければならぬと思います。政府は、在日外国人が差別的な制度を適用されてもよいのだと考えている限り、日本社会に根をおろしている差別はなくなりません。今回の政府案は、国内外で日本の内なる国際化の鏡としてとらえられるでしょう。そのために十分な時間をかけて議論を尽くしていただきたいと思っています。最後に、人さし指の自由という表現があります。それはともに自由に生きる社会への道を指しているのではないかと私は思います。

以上です。(拍手)

○浜田委員長 どうもありがとうございます。次に、金参考人をお願いいたします。

○金参考人 金敬得でございます。きょう、実は午前中、私は、自分の子供の入学式があったものでちょっとその入学式に少し顔を出してきて、午前の傍聴は見られませんでした。私の子供、八王子市立の小学校に入ること

なつたわけですが、つらつら考えてみますに、私の父親は一九〇八年に生まれました。当時は韓国の慶尚北道の片田舎の普通学校という日本の植民地支配下制度の、今流に言えば小学校ですが、その小学校で日本人教師から日本語によって日本教育を受けた。その父親が一九二七年に大阪に來まして、戦後私が生まれ、私はこれまた小学校から大学まで日本の教育、日本の学校で教育を受けました。それで、今回私の子供がこれまで同じく日本の学校で教育を受けるということになったわけでございます。

今回外国人登録ということで参考人としてお呼びいただいたわけですが、法律自体が外国人登録法となっておりますけれども、どうもこれは、私のように日本で生まれ育った人間にとっては、外国人ということ自体が私にとってはそれほど実感のあるものではないですね。先ほどロバート・リケットさんが外国人というのには国に害を及ぼす人か、そういうふうにおっしゃいましたが、私自身は国に害を及ぼす人としての外国人としての実感が無いというわけです。それは当然でございますけれども、日本の国に害を及ぼすなどという気はさらさらありませんので、それはもっともながら、この言葉そのものの国の外の人という意識が私にはそれほどないのです。

というのは、私は日本で生まれ日本に育ち、要するに日本の国の中にあつた、生まれたときから現在に至るまであつた人間であるということ。それから、私の父親は韓国から来ておりますけれども、それはかつて日本国民であることを強要されて日本国民として日本の社会に來たという歴史的経緯を持つておる。そういう私が生まれ育つた社会的実態と私の父あるいは母が韓国から來るに至つた歴史的経緯から見まして、私が国の外の人という意識がどうも実感としてはない。

にもかかわらず、私どもは外国人登録という形で登録をされてきたわけですが、私などは、外国人登録というのは結局のところは朝鮮人登録である、韓国人登録である、そういう意識で育つてま

いりました。これは、外国人登録が朝鮮人登録であるということが、外国人登録法の発足当時はまさに実態がそうであつたわけでございます。日本の外国人の登録対象者の九〇％以上が朝鮮人であつた、実態自体もそうであつた。そういう形で朝鮮人登録をされたのですが、私などは、登録をしておるに、なぜかという日本人と違つた、日本人は住民基本台帳ですが、朝鮮人が朝鮮人登録をしなければいけないのかというところについて、子供のころですら余り深く考える知恵もありませんので、幼少のころそれほど深く考えませんでした。これは、私も直観的に感じておりましたのは、これは朝鮮人であるから仕方がない、朝鮮人は差別されているのだからもうしょうがないじゃないかというあきらめに近い境地で、私は十四歳のときに指紋を押しましたが、私が指紋を押したとき、この境地もそういう境地でありました。

朝鮮人であるがゆえに差別されて仕方がないというの、なぜかというところになるかということでございますけれども、これを話せば非常に長くなりますので一言でいっていただきます。私がきょう子供の入学式にもよつと顔を出したのも、最近問題になっておりますが、日本の丸、それが入学と同時になされる。これは日本の学校の日本の教育でしようから、日本の文部省がそう考へて指導要領でなされることですから私はつべこべ言おうという気はございませんが、しかし私が受けた教育は君が代、日の丸に始まつて、小学校のときに例えば豊臣秀吉の朝鮮侵略、これは最近の教科書では朝鮮出兵ぐらゐのところとどまつておりますけれども、当時は朝鮮征伐というふうにかかれておつたのです。

私が小学校のときに受けた教育は、朝鮮侵略の話の前に必ず桃太郎の鬼退治の話が出るわけですね。小学生に非常にわかりやすく先生が説明するつもりでそれは善意でやつたことかも知れませんが、桃太郎が犬、猿、キジを連れて悪い鬼を退治に鬼ヶ島に行つて宝物をどつさり持つて帰つてきた、豊臣秀吉が加藤清正を連れて朝鮮の悪いトラ

を退治し、悪い朝鮮人を退治してどつさり宝物を持つて帰つてきた、こういう教え方ですね。それから、戦後解放されて朝鮮人の独立ということに非常に喜んだ、そういう戦後の混乱期に、朝鮮人はかつて日本国民として我々は平等待遇を受けてやつたのに日本国民として我々は平等待遇を受けてやつたのにアメリカに敗戦した途端に非常に威張りやがつて、電車の中で座らしていただくことが出来ず、朝鮮人というのは本当に恩知らずだ、そういうことをとうとうと教室の中でやられた記憶があるわけですね。日常茶飯事、学校では多勢に無勢でいじめられておるわけですから、これはどうも学校の先生は、形の上では人間皆平等だ、福沢諭吉の天は人の上の人をつくらず人の下に人をつくらず、そういうことを言いながらみんな平等だと言つておるが、しかし日常知られておる朝鮮人差別については一言も言及がないわけですね。

それどころか、桃太郎の鬼退治それから朝鮮人は恩知らずだという話をとうとうとやられておるわけですから、我々は肉体的に仲間から限られるだけじゃなくて精神的に非常にこれは、我々儒教国で育つた、そういう教育を家庭で受けておるから、先生の言うことは絶対である、絶対に聞きなさい、その先生がそういうことを言うわけですから、ああ、これは朝鮮人は劣等か、これは差別されてしょうがないじゃないか、そういう意識で外国人登録をずっと甘受してきておつた、こういう経緯があるわけですね。

これは私自身、個人のそういう体験じゃありませんで、例えば私が八五年に指紋押捺拒否という形で弁護させていただいた李相鎬さんという方も指紋の押捺について法廷でこういう陳述をしておるわけですね。「指紋を押させられるのはしかなかった」「お役所のやることに何があつたかさからいえないのだ、そんな感じだったのです。まさに、あきらめきつておるのです。私もそんな気持ちで指紋を押したのでした。怒りや屈辱感というよりも、敗北感、あきらめといった気持ちの方が強かつたのです。」私と同世代にあるような指紋押捺拒否者が法廷で大体こういう趣旨の陳述

をしております。まさにそういう状態で、非常に腹にわだかまるものはあるけれども、それを言つたところで日本の社会、しよせん受け入れてくれるはずはないし、これは仕方ない、みずからあきらめるしかない。差別する者とされる者の関係において、より非難されるべきは差別する側であるべきですが、事朝鮮人差別に関していえば、差別される側の朝鮮人が全部我慢してきた、こういう構造にあるわけですね。

こういう差別という形があるわけですが、では一体外国人登録法のどこが差別なんだということはいろいろ問題になろうかと思いますが、これはやはり大きく言つて三つだと私は思います。一つは、やはりこの指紋押捺に象徴されますようなプライバシーの侵害。例えば我々外国人については、職業あるいは勤務所、こういうものも登録事項の対象になっておつて、こういうものを変更した場合に二週間以内に届け出ないといふ一年以下の懲役もしくは禁錮または二十万円以下の罰金、こういう刑罰法規に科せられておるわけですね。それから、その外国人登録証は常時携帯しなければならないという形、この常時携帯ということに關していえば、私は実は司法修習生のころ、東京都内のデパートを片っ端から歩き回つた記憶があるのです。それは、外国人登録証といふのは常時携帯義務がありますものだから、当時は手帳でございましたので、かなり大きな財布でなければこれは入らない。それで、胸のポケットに入れる財布であれば外国人登録証が入る大きな財布は十分あつたのですが、それだと夏、上着を脱いでいくとどうしたつてこれは忘れていくということですね。そうしますとこれはまずいので、やはりズボンのポケットに入られるようなものでなければいけません。そうしますと、あの外国人登録証という手帳が入る財布といふのはそうなかつたのです。私は東京都下の百貨店を探し回つた記憶があります。その財布を今でも持つておりますが、そういうことに代表されるような常時携帯です

ね。

それから、常時携帯や指紋押捺や、先ほど言いました変更登録等に違反した場合に科せられる制裁ですね、重罰規定。これは非常にやはり差別的といえますか日本の住民基本台帳法あるいは戸籍法と比べて、戸籍法や住民基本台帳法はいずれもこれは三万円以下だとか五万円とかの過料で、行政の過料で終わっているわけですが、それと比べて非常に均衡を失っているという事です。それから、それから、私もこの外国人登録法は、これは第一条の目的が「外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もつて在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。」こうなっておりますが、言ってみれば民事行政法的な立法目的がある、私もこの説を聞いただけですが、私もこの説は、これは刑事警察の立法である、要するに刑事警察の立法の対象になる存在としての我々である、それが実感でございました。

もう亡くなりましたが、私の父親の口癖は、とにかく警察が怖い、警察が怖い、何かすると、おまえ、悪いことすると警察に行くと、こう言うわけですね、それは戦前の植民地支配の特高警察の思いがあるからでしょうが、必ずしも戦後もその意識が消えておらなかったというの、やはり日常絶えず外国人登録法という形で監視されておったという意識がどうしても父親の方から抜け切らなかった、そういうことが私はあったと思うのです。

また、私にとってはその警察だけが怖いのではなくて、市役所というものが私にとっては非常に怖い存在でした。これは今から考えれば、市役所というのは行政サービスの窓口ですから市役所を怖がるなんていうことはちょっと常識では考えられないのですが、私なんかは市役所に行くというのは大体外国人登録に行くという事です。それから、私が十四歳、中学二年のときに指紋押捺しておりますけれども、その当時は外国人が市役所に行く必要はないわけですね。というのは、国民健康保険の対象になっていないわけじゃないし、住民行政

サービスとしての市役所という役割は外国人にとつては必要なかったのです。行くといふれば外国人登録のために行く。その外国人登録のために行く、指紋をとられる。当時の役所の方々は非常に横柄だったですね。指紋を押すときに、とにかく黒々とした墨を塗られまして、終わった後あごでこちをこするのですね、あごでこちをこす形を。何のこともよくわからないのですが、その隅を見たら半紙を切つて置いてある。それで指をふくという意味なんですね。それなら口で言つてくれればいいのに、こちをこすものだからさっぱりわからない。そういうような一事が万事の扱いで、市役所というものが非常に怖かったのです。

また、その怖いというのが、何も私の主観的な意図だけじゃなくて、当時やはり市役所と警察といふのが、これは八〇年代の指紋押捺裁判で明らかになったことですが、絶えず警察は登録原票を市役所に行つて自由に閲覧しておるといふ実態があったわけですから、これはやはり市役所と警察がつながつておつた、そういう背景があったらこそ私もそれは非常に怖がつたんだ、こういうことです。

そういう外国人登録法に対して、八〇年代に入りまして指紋押捺拒否という形で、朝鮮人の方がこれはおかしいじゃないかといふことをやると声を上げるようになった。これはもちろん二世、三世の、もうこれ以上こういふ屈辱的なものを我慢できないじゃないかといふ人権意識の高まりといふことも否定はできませんが、やはり我ががそういう声を上げれば日本社会がある程度聞き入れてくれるのじゃないかといふ、日本の社会がその程度の範囲においては開かれたといふことと、国際社会自体がやはり日本のそういう閉鎖的な制度を許さないといふ、そういう三拍子がそろつたといひますか、非常に象徴的ですが、国際人権規約が七九年に批准され、八一年に難民条約が批准されておりますが、そういうときと軌を一にして指紋押捺拒否という形で運動が盛り上がり上がつてく

る、こういうことでございます。

それで十年、我々こういう指紋押捺制度をなくすのになぞ十年もかかるのか。その指紋押捺拒否といふことが起こつて、日本の社会、日本の方々は何で朝鮮人がたがたやるのか、そういうお気持をお持ちになつたかもしませんが、十数年間指紋押捺拒否なんだといふて裁判をするしない、そういうことで非常にこつた負担といふものも、これは日本人の方々が朝鮮人は騒ぎ過ぎる、ということ以上に、我々騒いでいる方がもっとしんどいのですよ。そのところを御理解いただきたいのです。これは何も我々間違つた闘いをしていくわけではないのであつて、誤つた制度、日本の国際化のために合わない制度をなくそうとして我々やっているわけであつて、我々は褒められこそすれ余り非難されることはないと思つたのですが、やはり日本の方々と話をすると、もう少し静かにしていればいいのにとかなんとか、意識は進んではおるのですが、日本の国際社会の経済力があるいはそういう地位から見ても非常におくれた意識があるのではないかといふふうに私は思つております。しかし、やつと指紋押捺は廃止といふ、これは非常に不十分でございますけれども、一応永住者については廃止といふことになつたわけですが、今回そういうふうな法案が出ておるわけですが、私は今回の改正案につきましてやはり若干問題点を指摘せざるを得ないわけですね。

いたしましたけれども、明快な論理が出てこない。これはやはり私は、言つてみれば今に至るもその明快な論理が出てこないといふのは、これはもと一年以上だけを残すといふ根拠がないのです。それであればひ今回の国会ですべての外国人から撤廃といふふうにやつていただきたい、そういうふうに思つております。

特にこの外国人登録法は、従前我々は、外国人イコール朝鮮人だ、そういう意識で朝鮮人登録法で朝鮮人を敵視し排斥し、そういう思想のあらわれじゃないか。そういう日本人の意識、思想、そういうもの自体を変えようじゃないかといふ形でこういう運動をしてきたわけですが、どうも今回の改正自体は、朝鮮人はそういう対象から一応指紋の範囲では外そう、しかし日本人のそういう外国人に対する敵視、排外思想そのもの自体がまだまだ是正されるに至つていない。だから、本質的なところから変わつてない。

といひますのは、今は外国人登録はもう既に、当時、外国人登録の発足時代と違ひまして外国人登録の対象者のうちで朝鮮人が占めるのが六三%と非常に低下しておるわけですね。この資料についておきます。そのみならず、この資料にありますが平成二年度の指紋押捺者の総合計が十五万ぐらゐありますが、結局今回の法案の改正によつて指紋押捺がなくなるのは、この確認申請の二万のうち、恐らく朝鮮人、永住権者の数といふのは出生児から見ると一萬いふと思ひます。そういう人が外されるだけで、言つてみれば、結局パーセントからいへば六、七%じゃないか。それが外されて、結局は外国人登録法の指紋制度は厳然として残る。外国人を敵視、排斥して指紋で管理していくといふその考え自体は相変わらず残つていくといふことです。

私は、こういう日本の指紋による同一性の確認と言つてみたところで余り根拠がないのです。それは同一性の確認のために指紋があればそれはど確実なものではないでしょう。しかし、そういうことで言へば日本人だつて同じなんです。日本人

と永住外国人を区別する根拠もなければ、永住外国人と一年以上の外国人を区別する根拠もない、一年以下の外国人を区別する根拠もないはずなんです。それを同一性の確認だという形です。持ってくるという自体が非常に無理がある。こういう論理は恐らく世界に通用しないと私は思います。もっとストレートに、例えばこれは警察目的のためにやるんだとかストレートに言ってしまうは別ですが、しかし、日本の外国人登録法というのは、立法目的は刑事警察規制が目的となっていないわけですから、この外国人登録をもってそういうものに代替していくことは、これはもう私は憲法違反だ、そういうふうに思っておるのです。

これが警察目的であるということは、一九五一年の五月二十五日にこの衆議院の行政監察特別委員会というところで、当時の古屋警視庁刑事部長がそれは明言しておるわけですね。こういうふうにしては、犯罪の防止その他で指紋採取を必要とするという意見でございまして、「制度的に指紋というものはぜひやりたい、そういうことが制度化されれば非常に便利であると思ひます。」要するに、これは警察目的であつたということですね。そういう警察目的であることを、同一性の確認だ云々だという非常に無理な論理を今まで通してきた。その結果が今現在ここに有る。なおかつ今後そういう無理な論理を通していかんやいかぬということは、これは私は恐らく国際社会に通用しないと思ひます。だから、こういうことであれば私は速やかに直す方がいいんじゃないかと、日本に住んでおる一住民として本当に日本のためにそう思つておるのでございます。

それから、今回こういう一年以上という形だけで存続する根拠の余りない法案が通過しますと、外国人と日本国民との間の差別だけじゃなくて、今度は外国人の間にも差別を設けるということになつてくるわけございまして、どうも日本という国は身分登録を初めそういうことに対して非常

に精密な国で非常にきめが細かい。日本人というのは本当に単一民族が何かあれで非常にきめが細かいのですが、余りきめの細かいのをその刑事罰罰規定からがんにがらにしていこうというの、そういう余り窮屈な社会の組み立て方というのは、これはもう基本的な考えを変えていただいてよろしいんじゃないかと私は思ふので。そういう意味でぜひ指紋はこの際全廃していただきたい。これは全廃しない、恐らく今後は欧米の方々からの外圧でもう遠からずして廃止せざるを得なくなる方向に追い込まれると私は思ひます。そういうことになるようなことをするのはなくて、みずからが進んで、日本はこれだけの社会になったという形を内外に示すことが日本にとっての本当の利益じゃないか、私は真実そういうふうに思ふわけでございます。

それから、もう少し細かな問題に入っていきますと、今回、指紋にかつて署名という制度が出てきたわけですが、従前法務省の方から言われておりましたのは、指紋は同一性の確認だ、署名と家族事項の登録というのは同一性の確認のために代替手段として導入したんだ、そういう論理でございまして、この論理を追求するのであれば、その論理で代替手段としてなされたというのであれば、この署名あるいは家族事項の登録というのは、要するにこれから改正法施行後に指紋を押さなくてもよくなくなった人々に対してのみ適用すればいいはずであつて、例えば私のようにもう既に、指紋を何回押したか記憶にありませんが、随分押してきた人間で同一性確認は指紋によって確定されている人間になぜ署名と家族登録を求めるのか。仮にその論理を一貫すれば、署名と家族登録をかつて指紋を押した人間からもとるということであれば、かつてとられた指紋はすべて消却、仮にコンピュータに入つておるとすればそのコンピュータの磁気も全部消却してしまわないと、署名なり家族登録事項を既に指紋を押して同一性確認がされておる人間からとるということが論理的に説明できないんじゃないか、私はそういうふう

うに思ふわけですね。だから、改正法の中でもそういう問題点はあるということですね。それからもう一つ、今回家族登録という形で家族登録がされるわけですが、ここでどうしても考へていただきたいのは、家族登録をすること自体、そのことよりも、我々日本人も外国人登録原票の開示を要求できないシステムになつておることなんですね。なぜ自分の登録事項を、自分がその原票を確認できないのか。要するに、自分の身分確認あるいは行政サービスのための根拠として、それは本人自身が見られなければ、間違つた登録をされているのかどうかかわらないわけですが、しかしそこはさせない。これは要するに刑事警察的規制立法目的、そのための登録であるという考えが如実に出ていたわけですね。しかし、これはやはり変えていっていただかないと、例えば家族登録をするのであれば、その家族がどこかにいなくなつた、捜したい、捜したいときに、家族の住所を教えてくれ、こういうときに、今のシステムではこれは本人が市役所なり法務省に行つても教えてくれないシステムになつておるのですよ。

それで、現在実務ではどうしているかといひますと、民間人として唯一できるのは弁護士会長です。ですから、我々個人が弁護士会長に照会を求めて、それで法務省に照会を出して、法務省から答えが返ってくる、それでやつと、あなたの御主人は実はここに外国人登録してありますよというものがわかるというシステムなんです。これはやはり非常に不便。その根本のところには、外国人登録原票を本人にも見せない、知らせないというそういう秘密主義、要するに刑事警察の目的のために国だけがそれを持っていればいいんだという、あなたがたのために何ら便宜の用に供しない、あなたという考え自体を改めてほしいと思ふのです。家族登録制度を導入するかどうかについていろいろ問題点がありますが、少なくとも家族登録制度を導入するのであれば、では、その家族がどこにいるかといふことを本人が知りたい

となればそれを教えるぐらいの情報開示制度は設けていただきたい、私はそういうふうに思ふわけでございます。ちよつと長くなりましたので、この程度で終わらせていただきます。(拍手)

○浜田委員長 どうもありがとうございます。以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○浜田委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田辺広雄君。

○田辺(広)委員 今いろいろ岡先生、岡参考人の皆さん方からお話を聞かせていただきました。長い歴史の中でございまして、取り上げて言えどもあれもありこれもあり、なかなか大変だったということは私も理解をするわけでございます。同時にまた、今お話をされました方々も、一方においては在日朝鮮または韓国人という立場、一方においてはそれ以外のアメリカという国の立場から、同一状態で指紋の押捺という問題を検討することができないんじゃないかというような感じも受けたわけでございます。しかし、今回の場合は、昭和六十二年の外国人登録の改正の際に衆議院、参議院でそれぞれ附帯決議がつけられまして、また先回海部総理が盧泰愚大統領と会われまして、そのときに、今回の指紋押捺制度にはいろいろ長い間の歴史と苦しみとまた御迷惑があるというなかで、年限を二年に切つて今回この法案という形になつてあらわれたということは既に御承知のとおりだと思います。そこでお尋ねを申し上げるわけでございますが、リケット先生に対する御質問でございますが、いろいろお話を聞いておりますと、大分頭へきちやつたような話が多いので、敵視をしたとか、もう歓迎されないとかいろいろなことを言われるんですね。一つの家族の中でも、そういう指

紋を押捺する方やら、またしなくてもいい人やいろいろなあるんだということについては私どももわかるわけです。しかし、今までの状態からいいますと、なるほどある程度のもは間違いないが、間違いないのか、人によって指紋を押捺する人とならぬ人となることはわかりませんが、今までの状態から比べて幾らかでも前進したとお考えかどうか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○リケット参考人 先ほど言おうとしたんですけども、一つの差別をなくするために新しい差別を持ち込むということはとても前進だと私は言い切れません。同じ家族の中で、押さなければいけない妹、押さなくてもいいお兄さん。先ほどアンケートというコメントを求めたところでは、欧米系の外国人のコメントだったんですけども、母親で大学の先生でもあるわけですが、本人は永住権を選んだんですけども、娘さんは永住権を持たないもので、やはり非常に非人間的な取り扱いをされなければいけないのかという、とても納得いかない、それは率直な気持ちだと思ひます。その辺ではどこが前進でしょうか。在日朝鮮人・韓国人、台湾人・中国人、植民地出身の人々、その指紋を撤廃するのは当たり前のことじゃないですか。なぜ今さら、もう二十年前に行つたはずのことをそれじゃ大拍手するんですか。当たり前のことをやると行いました。いや、御苦労さまですけれども、それは当然のことですけれども、とても問題を解決するわけにはいかないと思ひます。

○田辺(広)委員 重ねてリケットさんに聞きますが、先ほどリケットさんからもお話がありましたように、スペイン、ポルトガル、米国、日本、これが指紋押捺をやっているんだということで、リケットさん、あなたの国には外国人登録制度があるわけなんです。そしてまた、指紋押捺や外国人登録証の常時携帯の制度があると思ひますが、どうなっておりますか、これは。

○リケット参考人 制度上の変化それぞれありましたけれども、今現在のところ、外国人でいえば永住権を求めた外国人、つまり永住権を得る外国人だけから十指指紋をとりましますけれども、その前はそれぞれの長い、まあ指紋はアメリカではまた別の意味を持っているんですけれども、その制度がどこから来たかということをおしるさかのぼってごく簡単な形ででも説明させていただいた方がいいと思ひます。

アメリカでは指紋の話が初めて出たのは一九三〇年代ですね。ナチス・ドイツが強くなつていたし、やはりいろいろそういう政治的背景からどうもアメリカにいる外国人の指紋をとらなければいけないんじゃないかという考え方がありまして、それで一九三七年の二月十六日、アメリカの議会で議論されたわけです。当時アメリカの労働省の、大臣に当たる人間ですけれども、大臣はすくく反対しまして、これは一九三七年の段階ですけれども、大臣はこういうふうに言いました。登録といふと常時携帯義務、指紋押捺ということだったんですが、引用しますと、

登録は結果として三千万人以上の在米外国人を困惑させ、不便を感じさせるだけに終わるだろう。包括的な外国人登録は、合法的に滞在する外国人と他の住民との間に差別的な区別

の心境、とられている側の気持ち、理念を理解しなければわからないことあるんじゃないですか。結果としては、人権は人権ですから、一部の人間をこの強制から除外することは当たり前でありながら、とても解決につながっているとは思ひません。

○田辺(広)委員 重ねてリケットさんに聞きますが、先ほどリケットさんからもお話がありましたように、スペイン、ポルトガル、米国、日本、これが指紋押捺をやっているんだということで、リケットさん、あなたの国には外国人登録制度があるわけなんです。そしてまた、指紋押捺や外国人登録証の常時携帯の制度があると思ひますが、どうなっておりますか、これは。

○リケット参考人 制度上の変化それぞれありましたけれども、今現在のところ、外国人でいえば永住権を求めた外国人、つまり永住権を得る外国人だけから十指指紋をとりましますけれども、その前はそれぞれの長い、まあ指紋はアメリカではまた別の意味を持っているんですけれども、その制度がどこから来たかということをおしるさかのぼってごく簡単な形ででも説明させていただいた方がいいと思ひます。

アメリカでは指紋の話が初めて出たのは一九三〇年代ですね。ナチス・ドイツが強くなつていたし、やはりいろいろそういう政治的背景からどうもアメリカにいる外国人の指紋をとらなければいけないんじゃないかという考え方がありまして、それで一九三七年の二月十六日、アメリカの議会で議論されたわけです。当時アメリカの労働省の、大臣に当たる人間ですけれども、大臣はすくく反対しまして、これは一九三七年の段階ですけれども、大臣はこういうふうに言いました。登録といふと常時携帯義務、指紋押捺ということだったんですが、引用しますと、

登録は結果として三千万人以上の在米外国人を困惑させ、不便を感じさせるだけに終わるだろう。包括的な外国人登録は、合法的に滞在する外国人と他の住民との間に差別的な区別

を設け、さらに、比較的に少数の不法滞在者をみつづけるというむだに近しい努力のために、彼ら大多数に出費と屈辱を強いるだけになろう。いかなる登録制度の導入の是非を問う際にも、それがアメリカ型の政治体制から完全に逸脱し、個人に対する警察管理の厳しいヨーロッパ型の政治体制への逆戻りを意味するということを経直に認めなければならぬ。一旦、このような制度を外国人に適用すれば、似たような措置がアメリカ市民へも適用されるのは時間の問題だろう。包括的な登録に反対する主な理由は、そのような制度は外国人を普通の住民と違うカテゴリーに分類することになり、その上彼らに、自分たちが歓迎されない劣等な差別対象であるとの印象を与える効果をもたらすからである。そして、それは彼らに、我が国における法の下の平等の原理に反すると解釈されるだろう

という、当時、一九三七年のアメリカの労働省の大臣の話ですけれども、しかしながら、その後三年たちますともうヨーロッパでは戦争が勃発するし、ナチス・ドイツとソ連が不可侵の協定を結んだところでアメリカの中では反ナチス、反共ヒステリーに近いような状態になつてしまつたところでの法案が通りました。以来ずっと、一応戦時立法として通りましたし、そういうふうなアメリカの中でも認識されているわけです。そこからアメリカの外国人登録法が始まつたわけでありま

す。

○田辺(広)委員 その場合、もし指紋押捺を拒否した場合その罰則はあるんですか。

○リケット参考人 あると思ひます。

○田辺(広)委員 時間がもうありませんので、いろいろお聞きしたいと思ひますが、金先生にも一言お聞きをしたいと思います。

やはりおたくにもそうした指紋押捺という制度はあるわけですね、おたくの国にも。どうですか、金先生。

○金参考人 ございます。ただし、きょう午前中の田中宏先生のこのレジュメにもありますように、

に、韓国は韓国国民からとっております。ちなみに申し上げれば、韓国国民からとれるようになったのは一九六八年です。外国人からとれるようになったのはその十年後です。指紋制度自体はブライバシーの観点から見て決して好ましくありませんが、しかしかの地では内外人平等といひますか、悪法を平等に適用しております。日本は悪法を不平等に適用しております。そういう国でございます。

○田辺(広)委員 先ほどちょっと参考人の方に聞いたのですが、おれがこうなっているんだからおまえにもやればいんだ、外国人だけが指紋押捺するのはおかしいじゃないか、日本人も全部とつたらいじやないかという発想、なかなかこれもおもしろい発想だと私は思っております。これによって差別をなくするということが、もう一つ人権侵害という問題もありますので、私どもは、日本人は、外国人も将来はなくすべきだという考え方に立つてこまめて来ておつて、まだその中に一部残された問題があるんだ、そこを先生はどう思うかということを私は聞きたいので

す。

○金参考人 私は、今の日本の経済力それから国際社会の地位から見れば、これはもう今の時点で、永住外国人だけから撤廃するというのがよくなくて、全部撤廃するような時期になつておると思ひます。その程度の自信は持っていたら日本社会はいいのじゃないか、もう揺るぎない、私はそういうふうにして思っております。

いつも私も日本の差別法規のあの改正過程を見ておきますと、すつたもんだすつたもんだ、外国人の方から何だかんだ十年以上言われてやつと変えていくという、まあ韓国人はよく日本人のことをインセッカダ、非常にけちだと言いますね。だから、人に言われて言われて言われ続けてやつと少しやるといふ、そんなやり方じゃなくて、どうせやらなきゃいかぬものは進んでおやりになつたらいかげんしょうかというふうには私は申し上げたいのです。

それからもう一つ、今回一般外国人、私もはとにか今この改正案が通れば指紋押捺をしなくていいわけですが、指紋押捺をすることの負担はなくなるかもしれませんが、一般外国人を踏みつけた上で我々は指紋をとられる必要がなくなつたという精神的負担は負っていくことになるということを御理解いただきたい。あなた方が、今外国人からだけ指紋をとって日本国民はとられないということについて果たして精神的負担を感じてこられたかどうかは私は存じ上げませんが、私どもは、将来仮にこの改正案が通れば一般外国人の犠牲の上に我々は指紋をとらなくなったという精神的負担を負っていくかなきやいかなというのを御理解いただきたいと思ひます。

○田辺(広)委員 なかなかこれは難しい問題ですが、もう一つだけお聞きしますが、携帯義務、それに対する罰則についての妥当性についてちょっとお聞きしたいと思ひますが、先生お聞かせください。絶対的に反対には違ひないと思ひています。

○金参考人 だから、外国人登録についても、一年以下の懲役もしくは禁錮もしくは二十万以下の罰金、こういうものはもう全く必要ない。私はその外国人登録証の常時携帯自体がもう必要ないんじゃないかと思ひます。先日の大阪高裁の判決、これはまあ最高裁で免訴になって最高裁では確定しませんでしたけれども、在日韓国人二世が学生証を持ってそれでビラ張りをしておるといふことで捕まえたときに、そういうものは無罪である、常時携帯の必要ない、こういう判決も出ておること、これが日本で今最新の、一応大阪高等裁判所の判決でございますから、こういう趣旨を十分御理解いただいて、常時携帯を一日も早く撤廃していただければとお願ひします。

○田辺(広)委員 どうも大変短い時間で十分な意を尽くしませんでした、ありがとうございます。

終わります。

○浜田委員長 小森龍邦君。

○小森委員 非常に重要な、いわば国際的な視野に立った議論をしなければならぬ問題でありますので、先般も我が党の委員から議員の出席の問題について発言がございました。いたずらにそのことで時間をとめたりしてもいけませんので申し上げておきますが、可能な限りひとつ与党の議員の皆さん方に出席をしていただく。野党は非常にまじめに出ておられますから、もし野党の人が一人意地悪をして出たら過半数を割れる、こういうような運営では本場に国際的な信義をたつとんだ態度とは言えないと思ひますので、委員長の方でひとつぜひ配慮をしていただきたいと思ひます。

きょうはせっかく参考人の皆さん方おいでになつておられますので、時間の節約がございましてからこれ以上のことを申し上げません。しかし、これからの審議についてはある程度厳格に野党の理事の一人として委員長に要請をし続けたい、こう思つておりますので、よろしく願ひします。

○浜田委員長 委員長から申し上げます。与野党を問わず、出席の要請を一度していただきます。

○小森委員 それでは中身に入りますが、お二人方、先生方本当に御苦労さまでございました。まず、ロバート・リケットさんにお尋ねをしたいと思います。外国籍の中にもある者は指紋押捺があり、ある者は指紋押捺が免除されておるといふことで、極端に言うとうち家族の中にも指紋押捺する者とならない者が出る、こういう危惧の念をお話しになりましたが、私それを聞いておりまして、やはりこの指紋押捺を廃止する取り組みというのは、確かに韓国の盧泰愚大統領と我が国の当時の首相であった海部さんとが話をしたといふことが今日の直接的な契機になつておると思ひますけれども、長い間の関係者の努力といたうものがそういう形に結びついておると思ふのであります。そうすると、やはり指紋押捺廃止といういわば人権をより尊重するといふ立場の方向に向かつていくものの足並みが乱れるという意味で、

私はリケットさんの先ほどの指摘は非常に重要だと思つたのですが、単にトラブルが起きるといふだけでなくて、そういう民主主義的な感覚が前進するといふ意味でそこに分裂が持ち込まれたら大変なことになるという意味でお話しになったのかどうか、その点、リケットさんのお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○リケット参考人 御質問を正しく理解したかどうか、ちょっと言語障害の問題が多少あるもので、確かに、日韓覚書というものがあつまして、それを見たときに率直に思つたのは、言い方は適切かどうかわかりませんが、なぜ在日外国人の人権は両政府の覚書とか、言つてしまえば政治決着によつて振り回されなければいけないのか、それが私の率直な気持ちだったんですよ。

じゃ、今度アメリカと日本が、じゃアメリカに有利な待遇をしようというふうな、そういう協定を結ぶのでしょうか。それは国際法上おかしいんじゃないですか。とにかく日本は在日朝鮮人に対してその待遇とか法的地位とかそういう問題を両政府の交渉にゆだねるんじゃないかと、日本は本心に正義でもって自主的に解決すべき問題だと思ひます。

それで、今回の法案もそうだし、たまたま日韓両政府の協定があつただけで一部の外国人は今度の場合によると指紋を押すこともない、その子孫も押すことはないけれども、もうずっと引き続いて日本に長年暮らしても、しかも日本のだれでも永住権を取れる、取るわけでもないですね。非常に難しいのです。永住権を得るのに十五年。先ほど友人の例を挙げましたけれども、十五年日本にいても、子供二人日本で生まれ育つても、日本の学校に通つていても、しかもやつとこし定住外国人人として認められて、子供はまだ永住権もないし指紋をこれからは押さざるうし、非常にこう、もうわけわからい。ですから、とにかく原則に基づいて、いやこれはいかにぬな、とにかく常に常に長年言われ続けてきたのは、法のもと原則を

守らなければいけない。百万人近い在日外国人、そのほとんどは在日朝鮮人、韓国人ですけれども、裁判でこの外国人登録法、特に指紋押捺強要を法廷で違憲性を訴えてきたのですけれども、返つてきた判決は例外なく、一部の在日外国人をこの法規定から除外することはできません。なぜかという、国際法上、法のもの平等という原理があるわけで、その原理に反することになるのでできません。それで、いきなり政治決着でそういうことになつてしまひました。非常に私の方で混乱……。

○小森委員 それでは、金敬得さんにお尋ねをいたしたいと思ひます。私も確かに、先ほどお話しのように、長い間の努力の成果としてやつとこまで到達した、しかしそれは、本心に心の痛む話であります。その他の外国人の皆さん方の指紋押捺が廃止されたといふいわば非常に心残りの問題を持ちながら、やつと永住者の、主としてこれは在日韓国人、朝鮮人の皆さん方の指紋押捺が廃止されるということになつたといふお話でございました。

そこで、今回のこの問題、日本政府のこういう差別的な、同じ外国人でも差別的な扱いをしたといふことについて、今後の日本の国におけるこの問題の根本的解決のために、いわば当事者の間からのがうんと大きく日本の政治に届くようになつて、分業がつかつたような形になると声が小さくなつて、前途が不安であると思はれるのか、その点いかにお考えでしょうか。

○金参考人 私は指紋全廃というのは、これはもう必然的の流れだと思ひます。だから、そういう意味では全然、仮に今回の改正が通つて、これでもう終わらぬと私は思つておりません。だからこそ、先ほどから強調するのは、もうこういう根拠のない、余り意味のない、長続きしない指紋制度は今回でなくしたらどうでしょうか。今後また国際的世論が上がり、国内でまたがたがたして、それでやつと、もう仕方ない、じゃ直しましよ

ということをつまづでなされるのか。本当に、一年以上の外国人にのみ指紋を残さなければいかにぬという合理性が一体どこにあるのか。今までもずっと、今後もその討論を深めていただきたいのですが、どうも明白な理由が出ておられないようでございますので、そういうのであれば、今回の改正案のときに指紋制度だけは全廃していただきたい、私はそういうふうに思っております。

○小森委員 金先生の方から重罰の問題について少し触れられておりましたが、やはり筋が通らないことを何とか管理するというか、法律で決めたことを何とか形を保とうとすることから重罰というものが出てくると私は思いますが、この重罰という感覚に対して、いまだ先生のお考えを述べていただけないでしょうか。

○金参考人 この外国人登録法は民事行政的な外国人の管理に役立てるよう使うということが立法目的でございますけれども、我々がこれは刑事規制立法であると強調しますのは、指紋押捺にしろ、常時携帯にしろ、変更登録にしろ、それに対する違反がすべて一年以下の懲役もしくは禁錮、もしくは二十万円以下の罰金となっております。まさにこれは日本の刑事警察がその気になれば、例えば常時携帯についてそういう、この前大阪高裁の無罪判決が出ましたけれども、それで運用について、今後もそういう余りにひどい運用にならないようにするというような申し合わせがあるというふうに聞いております。しかし、その申し合わせというのは別に法的根拠があるわけではございませんで、いつその申し合わせが変わり、別の申し合わせでどんどん摘発してくるのか。

特にこの外国人登録法というのは、外国人登録法に違反して禁錮以上の刑を受けますとすぐ強制送還の対象になるという、入管とリンクされたこういう法制度になっております。現に、例えば指紋押捺制度に関して申し上げれば、一九五五年当時の在日朝鮮人あるいは韓国人の指紋押捺反対運動で拒否をした方には懲役二月の判決がおりております。これについて執行猶予の判決がつ

きましたので強制送還は免れておりますけれども、やろうとすればそういうことができる法令になっておるといふ、これはやはり現在、四〇年代、要するに戦後直後のそういう混乱期、まだ日本が戦後の国づくりの段階であれば、そういうこともあるいはやむを得ぬという面があったのかも知れません。

しかし、この九〇年代に入つて、二十一世紀をにらもうとするこの時代において外国人を犯罪人扱いし、少しでも気に入らないことをする、例えば住所変更が二週間おくれた、それで裁判にかけられて禁錮刑を与えられた、それで強制送還する、こういう法制度を残しておくこと自体がやはり私は、日本人はよく恥という言葉を口にしますけれども、これはまさに憲法の「名誉ある地位」どころか恥じゃないか、私はそう思うのです。だから、一日も早くなくしていただくのが日本のためにとてもいいでしょうし、私も日本に生まれ育った人間として、やはりそういう法制度をなくすべく努力するのが日本で生まれ育った者としての義務だ、そういうふうに考えておるのでございます。

○小森委員 重ねて金先生にお尋ねをしてみたいと思いますが、先生の感覚では、この種の罰といえますか、これに対する一つの強制力みたいなものは、私どもの考えでは過剰でよいと思つているのでありますが、先生のお考えはどうでしょうか。

○金参考人 それは、社会党・護憲共同から出ておりますこの関係の資料にもございしますが、我々は、その身分あるいは行政法目的の制度ということから考えれば、日本の住民基本台帳法あるいは戸籍法に定めるところの制裁規定、過剰でございしますね、そういうもので十分だと私も考えております。

○小森委員 それでは、再びリケットさんの方に尋ねをいたしたいと思います。

先ほどのリケットさんのお話を聞いておりまして、我が国における政府の著名な高官とかいわけ

る著名な政治家がしばしば外国人に対する差別発言を行つてきておる。このことは私も十分承知しておるのでありますが、先生の先ほどのお話の中にこれらの、言わねば、言葉で出てくるのは人間の意識がそうだから言葉で出てくるわけでありますが、そういう意識というものと、それから外国人の指紋押捺をいつまでも存続させようとする、そういう国の現実の法律的な制度というものの存続とに、先生は因果関係があると思われませんか。その点ひとつお願いしたいと思います。

○リケット参考人 関係ないはずだと思ひます。というのは、七〇年代までは日本政府高官が時々、在日朝鮮人に対して似たような発言がありまして、一九六五年、法務省の高官は、池上努という方なのですけれども、外国人を焼いて食おうが煮て食おうが自由だという発言がありまして、その方は在日韓国人の法的地位問題を担当していた方ですから、それは因果関係はないとも言えないと思うのです。

それで、とにかく今の制度上のもの、私たちは、外登法がまた変わりますという情報も伝わってくる、非常に落ち込むような気になります。なぜかという、相談されないのです。在日朝鮮人・韓国人、台湾人、中国人でさえ相談されずに、自分たちの手が届かないところで自分たちの運命がずっと決められてしまうというパターンが終戦後あったわけです。そのパターンは一切変わっていないのです。今度、都合上一部の外国人、旧植民地出身者の方々は指紋制度から除外されますけれども、また同じような思想を生かして、今度違入人間にしわ寄せをするわけで、何一つ変わらないというところで非常に不安を感じます。

それで、そういうことですから、勝手ながら調査をやったわけです。その調査結果はここにありますけれども、今の政府案に賛成の声はこれぐらいですけれども、反対の声はこれぐらいあるのです。英語と日本語でびっしり書き込まれているのです。反対の声の中にも、とにかく日本人の指紋もとるべきだとかいう意見もあるわけですから

ども、なぜ政府がそのような相談をしないのでしょうかという理由がその政府高官の発言を聞く大体わかるわけですね、そんなのは関係ない。

○小森委員 ありがとうございます。

○浜田委員長 倉田榮喜君。

○倉田委員 公明党の倉田でございます。まず、リケットさんにお伺いを申し上げます。

御意見は大変貴重にお伺いをさせていただいたわけでございますが、リケットさんの御意見は今回の外国人登録法の改正案は新たに外国人同士について差別を持ち込むものではないのか、このような御意見ではなかったのか、このように思ひます。そこで、先ほど委員の方からのこの法案は前進なのか後退なのかという質問の中で、とても前進だとは思われない、このような御答弁でございました。外国人同士の中に新たな差別を持ち込むものであつて、これは前進だとは思わず、いわば後退、いわゆる改悪だ、そのようにお考えになっているのかどうか、この点をまず一点お伺いしたいと思ひます。

それから、アメリカのいわゆる外国人登録法に関して、先ほど少し御説明をいただきましたけれども、知つていらっしゃる範囲で常時携帯義務の点と刑罰の点、そして現在登録義務者十六歳という点になつておりますが、この年齢の点についてもう少し御説明をいただければと思ひます。

○リケット参考人 十分な答えができるかどうか自信はありませんけれども、第一の問題点についてはこういうふうに考えております。

法務省、外務省の一部存続の理由を聞きますと本当によくわかりませんけれども、警察の理由を聞きますと納得すると思ひます。先ほど引用した記事によりますけれども、不法残留者の人たちのためだというふうに言つてゐるのですけれども、実はもっと早い話がアジア人労働者のためにどうしてもこの制度をとっておかなければいけない。そうすることによつて外国人の人々の中に、結果

として、法制度でもって階級制をつくってしまうのではないかと思います。ある程度歴史的な背景があるからという日本に住みついてしまっている、あるいは日本に生まれてしまった人たちがいるわけですね。一応その人たちの指紋の法的規定から除外します。今度、じゃ例えば五年以上とか十年以上、長く滞在する人間も除外しましょう。どう考えてもアジアから日本に入ってくる人々を除外しないのじゃないかというおそれがありますので、とにかく外国人としてみんな同じ人権がありますので、それを平等に守るために聞わなければいけないと思います。

それで、先ほどの場で、まさかそのような話があると僕は思わなかったのです、聞いてびっくりしたのですけれども、日本の東京でも、歩きながら最近いろいろな人間に出会います。でも、多少ニュアンスの問題だと思えますけれども、皮膚の色がちよっと濃くて、あるいはどうもどこか南の国から来たような、そういうような様子の人間はちよっと管理しなければ気が済まないというところでもと差別発言として聞きましたけれども、とにかくそのような状況を日本の中ではつくられないように努力をお願いしたいと思えます。答えになるかどうか分かりませんが。

もう一つの問題は常時携帯の問題とか、比較的に重い刑罰の問題なんですけれども、歴史をたどってみると、常時携帯制度というのは一九四九年に一応現在の形で持ち込まれたわけですが、その制度はどこから来たかという、アメリカの占領軍の当局から導入されたわけですね。一九四九年、GHQの中に特別な拡大会議が開かれて、朝鮮半島から日本に入ってくる大勢の不法入国者があつたわけですが、その中にスパイも入っているのじゃないかという心配で、やはり外国人登録制度をより強化しなければいけないのじゃないかと、GHQの高官の中でそういう意見が一致したわけですね。

朝鮮人登録証という言い方をしているんですね。外国人登録証というのじゃなくて朝鮮人登録証、まず朝鮮人登録証を、一年の切りかえ制度を導入して、それと不携帯罪を設けて、その罰をより強いものにしようじゃないか、GHQの中にそういう発想があつて、そこから一九四九年の外登令の法改正が行われた。もちろん日本側のインプットが随分ありましたが、そこから今のようない非常に厳しい体制になっているのですけれども、そういうところから考えると、いまだに戦時立法が、もう冷戦の時代じゃなくなりましたのですけれども、その戦時立法として日本の外国人登録法はまだ生きていていいるところはやはり考え直した方がいいのではないかと思います。

それで、十六歳の子供に関しては、未成年なんですけれども、国際法のもとでも十六歳の人間が屈辱的な強制を強いられるのはどうかという大きな疑問を抱かざるを得ません。ごく簡単ですけれども、

○倉田委員 リケットさんにもう少し伺いたいのですけれども、御趣旨は、指紋押捺、外国人に際しても全部撤廃をした方がいい、こういう御意見だと思つていますが、その場合、お国の場合等も考えながら、代替手段として、今回の法律は写真、署名あるいは一定の家族の登録記載事項、こういうふうな永住者等に限って提案をされているわけですが、この代替手段としてどのようなのかが考えられるのか、これについてはどううにお考えでしょうか。

○リケット参考人 失礼しました。さっきの質問、多少聞き間違つてしまいましたもので。アメリカではもちろん指紋押捺義務はありませんけれども、永住権を求める人間はあるのですけれども、すべての外国人も外国人登録証を持たなければいけないのですけれども、常時携帯という日本ほどの厳しい体制はありません。必要などきだけ提示すれば済むのです、実際の問題としては、それで、じゃこれからどうすればいいかという

ことなんですけれども、とにかく外国人だからという理由だけで外国人と日本人との間に特別な、何というのですか、壁を設ける必要はないと思つます。その辺で、実際日本に滞在する外国人は結果として住民ですから、同じ住民として取り扱つた方がよろしいのではないのでしょうか。アメリカは決していい例だと私は思いません。それよりももっと主體的に、日本はこれから二十一世紀に向かってどのような社会があらばいいのかわからないところを踏まえた上で考えた方がよろしいのではないかと思います。

○倉田委員 続いて金さんにお伺いをしたいと思います。押捺制度が廃止をされるという点に關しまして、いわばこれは、外国人同士に限って言えば、新たな差別の持ち込みではないのか、このような御意見もございます。

そこで、この点についてお伺いをしたいわけですが、将来的な、指紋押捺その他の点も含めて、理想的な形に向かつての前進的なものだというふうにお考えになるのか、あるいは今みたいな形で新たな差別を持ち込むものであつて後退するものではないのか、そのようにお考えになるのか。その点について、まずちよっとお伺いをしたいと思います。

○金参考人 だから、指紋押捺制度の対象者が、永住権者が対象者から外れたというそのことだけをとれば、外形的事実だけでは、それだけを見れば進歩ではないか、それは一歩前進だ、そういうこと自体は否定できないのじゃないかと思うのです。しかし、問題は、やはり日本の指紋押捺制度に残る排外思想といふものが、そういう本質のところには突き詰めていきますと、どうもやはり根本的な変化はない。むしろそれ以上に、最近の報道を見ておきますと、新しく来られる外国人労働者等に対する規制等々が、これはほとんどと外国人登録の対象になつておられない人々ですから全然根拠がないんですが、しかしそういうことが非常に流

布されておるといふ、あたかも彼らに対してはそういう監視、規制が当然ではないかというような風潮、これはやはり私は非常に憂慮するんです。そういう思想が何ら変わらなず今回の法案がそのまま通つてしまふことについては、私はやはり危険なものを感じる。答えになつたかどうか分かりませんが、そういうことでございます。

○倉田委員 金さんのお話の中で、この外国人登録法自体がいわゆる刑事警察立法的な、そういう意味合いがあるのではないのか、つまり治安立法的性格と申しましようか、そういうものを持つていいるのではないのか、こういうふうにお考えなのかもしないんですが、例えば今回の改正によりまして家族事項等々が新たに導入されることになり。この点をとらえていけば、金さんのお考えからいえば、それは薄められたというふうにお考えてもよろしいのかどうか、新たに強化されたというふうにお考えになるのか。この点についてはいかがですか。

○金参考人 この家族登録事項ということですが、いますけれども、指紋の代替手段としての家族登録制度ということですが、家族登録制度自体は、日本人の場合は御存じのように戸籍制度があり、住民基本台帳があつて、戸籍ではすべて家族単位、氏を同じくする家族単位で身分関係が明らかになるというふうなシステムになつておるわけですから、私は、家族登録そのものの自体、もちろん日本の社会の中でも戸籍による管理、住民基本台帳法によるそういう管理、そのこと自体が非常に問題である、だから戸籍を解体しなければいけぬというふうな、そういう意見もあるように伺つておりました、そういう問題性があること自体は私は承知しております。

生かしていくという、というのは、住民基本台帳法の住民のための台帳というのが地方自治体にあると、外国人登録法、代用しているところもあると、それを家族単位のものにしていく、そういうところに利用しようじゃないかという、言ってみれば住民行政サービスのための家族登録制度というふうな観点からとらえれば、私は、そういう観点からのものとして利用されるという担保といえますかというものがあれば、これはそれでいいのではないかと考えております。

ただ、先ほど私申し上げましたように、みずから登録原票自体も本人にも見せられない。それから、例えば家族の住所変更とか、例えば私自身の外国人登録の住所変更を知ろうとしても、これは個人情報ではできないのです。弁護士会を通じて弁護士さんに頼んで、これはかたの弁護士会費で、今弁護士会の登録の費用が、私なんかの所属している二弁では、五千円か六千円ぐらいかかるのです。自分の住所一つ知るのにそれだけかかるという、こういうシステムになっておる。やはりこういうものは、非常に刑事警察的な、秘密行政といえますかそういう制度下の家族登録といふふうなものになるおそれがあるものだから、皆さんその家族登録について規制がもっと厳しくなるんじゃないかというのであって、外国人登録行政をもっと開かれたもの、要するに自治体に対する権限をもう少し大きくして、より開かれた外国人登録行政、住民基本台帳法行政に近いようなものにしていけば、家族登録制度というのは、私は行政上、例えば児童手当を出すときに子供何人いるかということがわからなければいけませんから、そういうものから見れば私は後退ではないと思うのですが、今のままの制度下でどう使われるかわからないという不安が残る制度のもとでは、やはり家族登録制度に問題があるのではないかとこの批判の声は上がってくるのではないかと、そういうふうに理解しております。

○倉田委員 時間が参りましたので、最後に金さんにもう一点だけ。
十六歳の登録義務という点に関して、この十六歳という年齢についてどうお考えになるのか。根拠を見出せない。根拠について、適切な年齢を金さんはどのようにお考えでございますか。もう時間が参りましたので、簡潔にお答えいただければと思います。
○金参考人 外国人登録というのは、我々の場合は生まれたときからやっておるわけですね。十六歳というのは今度は確認申請で、そのときに何が変わるかといふと、當時携帯義務、それから、現行法のままであれば指紋押捺制度、こういうものが課せられるのが十六歳になっておる。それについて、やはり十六歳という非常に多感な時期に指紋押捺を求めるのは酷じゃないか、當時携帯を求めるのは酷じゃないか、こういうことがあるわけでございます。登録自体は生まれたときからあるわけですから、そういう刑事重罰規定の担保になっておる常時携帯だとか指紋押捺を求める年齢としては、やはり私は、二十歳ぐらいの成年に達したときがよからうじゃないか、そういうふうに考えております。
○倉田委員 以上で終わります。ありがとうございます。
○浜田委員 木島日出夫君。
○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。
午後の参考人のお二人は、お一人は戦前の日本の植民地支配という痛苦の歴史的背景を負った在日朝鮮人であられます金さん、それから、全くそういう歴史的背景を負わずに今から十六年前にアメリカから日本に来日したリケットさん、お二人共通して、そろって今回の政府案に対して、一年以上の在留者についても指紋押捺は全廃すべきだという意見が開陳をされたわけであります。私は重大な指摘だろうと思ってお聞きをしたわけであります。
リケットさんにまずお伺いをいたしますが、恐らく日本に来る前は、アメリカにおいて指紋をと

られた経験はなかったんじゃないかと思うわけですね。日本に来て、初めて指紋というのをとられたんじゃないかと思うのです。日本に来られる前に日本に対して抱いていたイメージ、一定のイメージを抱いていたと思うのですが、それが日本に来て現実の指紋をとられたことによって変化があったのか。その辺ちょっと、率直な心理的なところを具体的にまずお聞かせ願いたいと思うわけです。

○リケット参考人 実は私、アメリカで指紋、十指指紋をとられたことがあります。兵隊のときとられましたもので、アメリカではやはり兵隊はとりますので、そこから、アメリカで出発したわけですから、アメリカでとる指紋、兵隊とか警察なんですが、それは犯罪捜査のためであるわけですね。日本に留学したときにとられたんですが、ちょっとびっくりしました。非常に暗い気持ちになりました。何で別に敵視されなければいけないのかという気持ちがあったわけですね。それで、やはり在日外国人は日本で余り堂々と暮らさない方がいいんじゃないか、ふさわしいんじゃないかというふうな、そういうふうに見られてるんじゃないかなという気がしました。

それで、やはり指紋に対してはいろいろ思いが、ありますけれども、非常に印象に残るのは、一九五〇年あたりですが、ある教会の機関紙の中で、あるアメリカ人は自治体の窓口に出頭して指紋が求められたときに、なぜ私の指紋をとらなければいけないのかと窓口の人間に聞いたら、その外登係の方は、指紋はあなたの方のためではありません、指紋は在日朝鮮人の管理のためですから御協力くださいという話を聞いた、非常に、ああそういうものだな、日本はそういう考え方だなと思いました。

それで、法改正も八五年以来、八五年も多少手続上の改正がありましたけれども、百八十度の指紋からワンタッチの指紋に変わって、それで政府として非常に満足したようなことらしいんですが、押さなければいけない人たちにとっては、単なる飾りだけであって、本質的なところはどこも変わっていないわけですね。それです。八七年の法改正がありましたけれども、八七年までに、とにかく日本政府として、二回、三回指紋をとらなければ本人確認できません、古い指紋と新しい指紋を照合しなければ本人確認できませんというふうに言われたのですが、いきなり、いや一回いいです。当時小島恭次、今法務省の人間なんですけれども、外国人から指紋一回だけをとるのは全く嫌がらせにすぎない、そういう話があったのに急に、じゃ一回だけでいいです。今度、一回だけでいいんじゃないかと、一部の人間は押さなくてもいいと言っている。本筋が通っていないどころか、全く狂っているような、変則したようなイメージを持っていきますけれども、幸いなことに社会党の対策もあります。

その中で、一応ちょっとと思うところはあります。とにかく指紋の全廃と常時携帯全廃と刑罰主義から過剰、一応その辺のいろいろ細かいところ、ちょっとと思うところもありますけれども、大ざっぱでそういう法案が出ているのに、日本のマスコミほとんど取り上げてくれないので、議論になりません。きょう本場にこの場でやっていると議論が始まったのではないかと思います。ちょっと答えになるかわかりませんが。

○委員長退席、鈴木(俊)委員長代理着席
○木島委員 もう一点、リケットさんにお伺いいたしますが、あなたは現実の外登証の常時携帯義務をしようといわれるわけですが、日常生活をしていてどんなときに、こんな義務があつて苦痛だなと具体的に思う場面を二つ三つ、常時携帯義務の方ですが、挙げていただければ。
○リケット参考人 一つ提示させられるのかわからないというのがあります。附帯決議があつて警察もそんな厳しく管理してないという話を聞いています。いざとなると、単なる附帯決議ですから拘束力が余りないように思いますからちょっとあれなんです。私も何度も、ぶらぶら歩きながらいきなりおいというふうに言われて、外国人登

録証を見せる。なぜ見せなければいけないのですかと聞いたら、私は警官ですから提示を求める権利がありますと言う、それだけですね。それで連行されたことが二回ほどあるし、非常に不愉快な経験がありますけれども、その意味においては、やはり警察はいつまた厳しく管理するようになるかわからないという不安はあります。

○木島委員 先ほどの話によると、アメリカでは、一九三七年ですか、戦時立法として外国人に対する指紋捺捺制度がつくられた。しかし、現在は永住権を持った外国人にのみ指紋捺捺義務が課せられるだけで、いわゆるグリーンカードですか、それに対する指紋捺捺義務があるだけだとおっしゃいましたが、アメリカで指紋捺捺制度がそのように変えられた趣旨ですか、簡単に一言で説明していただきたい。いつごろだったのかというのわかりましたら、時期も教えていただきたい。

○リケット参考人 制度が導入されたとき、もう戦争がヨーロッパで勃発していたから、一九四〇年から実施されるようになりましたけれども、もちろんもう戦争は始まっていたわけですね。

それで、そこからずっとあつて、一九五〇年、今度強制退去の規定が導入されて、それでまた一九五二年、新しい国籍移民法というものができすけれども、国籍移民法というのは旧外国人登録法と一九五〇年国家安全法両法が含まれたものですが、一九五〇年の国家安全法と一九五二年国籍移民法両法の場合は、アメリカの大統領、拒否権を発動したわけですね。なぜ発動したかというところの立法は戦後世界と余りにもそぐわないものであり、外国人を差別対象にするもので、アメリカは批判されるのではないかと、やがて冷戦のさなかだったし、マッカーシズムの真ん中でもあったわけですから、議会は大統領の拒否を無視して強行採決したわけですね。

ただ、一九五〇年代の半ば、一九五七年前後だと思えますけれども、今度すべての外国人の指紋をとるのじゃなくて、アメリカ人の指紋をとる国

の人間の指紋をとるという制度に変わりました、相互制というふうに思われていますが、長年続けましたけれども、多分一九六五年あたりまた改正がありまして、その後で結局基本的に永住権を求める人間の指紋だけをとるという変化。ごく簡単ですけれども。

○木島委員 よくわかりました。

続いて、金参考人からお聞きしたいわけですが、先ほど私も初めて、韓国、南朝鮮ではまず自国民から指紋をとるような制度がつくられた、そして十年ぐらいたってから外国人から同じように指紋をとるようになってしまったというお話でしたが、その韓国において自国民から指紋をとるようになってしまったその背景とか理念とか趣旨とか、それがもしおわかりであつたら聞かせていただきたい。

○金参考人 その前に、先ほどの私の発言の中でちょっと訂正だけ一カ所。

私、先ほど自己の登録事項について、過去の登録事項を知るためには弁護士協会が必要だと言いましたけれども、自己の登録事項については自分の調べることで法務省に照会をかけてもらってやることでできますので、その点だけは訂正させていただきます。

それと、今の木島先生の御質問でございすけれども、私もその韓国の制度を詳しくは調べたわけではございませんが、韓国の六八年に指紋制度が導入された国会議事録を読んだことがあるのですが、あるいはその当時の新聞記事を読んだことがあるのですが、当時六八年というのは、皆さん御記憶があるかどうか、プエブロ号事件というのがあつた年でございす。それから、北のゲリラが青瓦台の近くまで行って銃撃戦があつたという時代で、時下の状況にかんがみ全国民から指紋をとるんだという、そういうことで立法化されたというふうに私は新聞記事等で理解しております。

○木島委員 そうすると、韓国では外国人に対するどうのこののなんという発想は全くなかった、それで指紋制度がつくられた。それがどうして十

年後ぐらいに外国人に対しても同じように指紋をとるようになったか、その辺の理念とか背景というのはおわかりでしょうか。

○金参考人 これも私余り調べたことはございせんが、国会議事録等で読んだところによりますと、七八年当時、韓国が外国人の人権等あるいは国内の人権等非常に内外から批判を受けておるとございしましたので、この時期に外国人から指紋をとるなんというこれまで大変な非難を受けるといふような質問を野党の議員から受けておるのですが、それに対して内務部長官の答へが、韓国は十年前から国民から指紋をとっておりま

す、ですから、これは外国人に対しても平等適用するので、それからその点については御理解いただけたらと思ひますという形で一応外国人からの指紋登録制度を施行したのですが、その背景がどこにあるのかということについては、ちょっと私も国会議事録を読んだ限りではもう一つ明確じゃないのですが、やはり内外人平等にするということが一つの大きな趣旨だったのではないかと理解しております。

〔鈴木俊一委員長代理退席、委員長着席〕

○木島委員 先ほども金参考人から、今度の法案で一年以上の在留外国人に対する指紋捺捺が残ってしまふということに対しては、歴史的背景を背負った自分としては逆の意味の精神的な圧迫が残ることを理解してほしいと大変重大な発言があつたわけでありまして、自分自身の立場ではない外国人に対してそういう気持ちに今あなたになられたというその本当の真摯のあたりをもうちょっと詳しく述べていただけたらいいと思ひますが、簡潔にもし述べていただければお願いしたい。

○金参考人 私もいろいろ差別ということの子供のころから身にしみてまさにそれを受けた体験者でございまして、長じていろいろ就職差別等を受けてまいりまして、私も余り人の痛みを理解できる方だとは思っておりませぬけれども、しかし幸か不幸か、日本の社会にあつて差別される側という形で、子供のころから朝鮮人だどうだこうだ

という形で、今風に言えば子供のころはいじめ、長じては就職差別等々でいろいろそういう差別される側の痛みというものも体験させられてきました。

だから、かなり私は鈍な人間だと思つておるのですが、それでもそういう体験を通じて、これはよくないといひますか、それと、そういう自分の体験を通してよくないということ以上に、今回の改正法で明らかになったのは、外国人登録法の指紋は刑事上の管理が目的であるということが非常に如実になったと思ひます。ですから、そういう指紋制度、ここまで明らかになったという刑事目的の立法を一部たりといへども外国人に残すということはやはり非常に問題だ、人権侵害の非常に最たるものがある、そういう思いがあるものですからそういうふうに申し上げるわけですね。

○木島委員 終わります。

○浜田委員長 中野寛成君。

○中野委員 定足数は大幅に足りないようでございますが、質問を続けたいと思ひます。

きょうは、両先生には御足労いただきましてありがとうございます。

両先生の先ほどの御意見の表明に對しましては、基本的に私も全く同感でございます。そこで、疑問点を問うというよりも、私たちがその中でジレンマに感ずること、日本人として時に困つたなと思ふことをお教えいただく意味でお尋ねさせていただきます。

まずリケット先生にお尋ねを申し上げたいと思ひますが、入管法や外国人登録法の問題を論議いたしますときに、よくアメリカの市民権の例を出されることがあります。というのは、合衆国の場合には、国籍があり、市民権があり、そして言うならば短期滞在者がある。その市民権制度があるというのが日本との違いではないかと思ひます。ただ、よく永住権という言葉も使ひますけれども、日本の場合、永住権という表現は法律上はしてない。永住資格が与えられている、こう

なりませぬ。ところが、そのいわゆる永住者と合衆国の市民権を持つてゐる人とを比較して論じられることが時々あるように思ふのですが、日本もそういうシステムがあつた方がいとお思ひになりますでしょうか。いわゆる合衆国と日本のそういう法体系の違いと今回の外国人登録法の論議との兼ね合わせの中で、システムの違いについて先生はどうお考えでしょうか。

○リケット参考人 法学者でもないし、アメリカの移民制度の専門家でもあるわけではないですけども、大体日本以外の国、私、いろいろな国に暮らしたことがあります。フランスは長く暮らしたこともあるし、アルジェリア、台湾、イギリスは多少暮らしたこともある。ある程度居住すればするほど権利を取得するようになりますけれども、日本はどうしても、先生今おっしゃったとおりですけれども、権利はないのです。資格しかない。

その資格はどうやって与えられるかというと、それは法規定ももちろんある程度ありますけれども、何よりもやはり法務省の自由裁量なんです。自由裁量は日本の法制度の一つの特徴的なところかもしれないけれども、アメリカでも冷戦のときに特にアメリカの法務省の裁量権が拡大されたのですけれども、ただいろいろな人権侵害が起らないようなチェックが設けられていて、アビールの権利も、強制退去者についてもアビールができるわけですね。それで、判事はそれを聞いて、強制退去の余地があるかないか、政府は誤っているかどうかと。それで二年前、アメリカ政府は中東問題の絡みで十九人のパレスチナ系の人たちを強制退去しようとしたのですけれども、地方裁判所はそれはだめだ、政府はやり過ぎているんだと。それはちょっと日本では考えられないことなんです。権利じゃなくて、どうもどこかわからないところで自分の運命が決まってしまうということがありますけれども、確かにジレンマだと思ひます。それをどう解決すればいいのか。どの制度がい

いか。アメリカの制度もいろいろな問題もあるだろうし、ただし住めば住むほどとにかく権利をある程度取得できる。そういう問題もありますけれども、それ以前の問題は意識の問題です。それは歴史に対しての意識とか、あるいは在日外国人あるいは外国人、外から来る人間はどうもマイナスの存在である、先ほど田中先生のお話があつたように国に害を与える人間だ。やはりそうでなく、視野をもっと広げて、あるいは違う観点から——いかにどうかそれは別として、とにかく事実としては日本はもう国際化しているわけですね。大勢の、百万人ほどの外国人がこの国に暮らしていますし、日本人ととにかく日常生活の中で出合つてゐるしつき合つてゐるし、けんかしたりいろいろ普通に暮らしているわけですから、まず外国人としての存在を認めて、日本にとってはそこにあるものではないかと。意識改革の問題だと思ひます。

意識改革といひましても、どうもやはり特に日本の場合には国というふうになつてしまふのです。国はこういふふうな指摘しているから、国はこういふ指令を出しているから、文部省はとにかく在日外国人は教員として、教諭として認めたくない、法律には書いてないけれども、自由裁量で通達とかそのレベルでやつてゐるし、指示しているわけですね。それはどう考えても日本の国際化を妨げているのではないかと思ひます。ですから、政府の責任は非常に大きいと思ひます。思い切つてこれは正しい、これは正しいという政府からの判断が欲しいのです。どうもかまかまばいしているのかのイメージをどう与えるかという問題じゃない、もっと根本的な問題ですね。

それで、やはりもう過去に戻れないのです。二十一世紀に向かって、ボーダーレスエコノミーという大前研一先生の言ひ方がありますけれども、国境がなくなつてしまつたもので、とにかく外国に工場を建てて利益を日本に持つて帰るのはいいのだけれども、人間は要らない、そういうわけに

はいかないのです。そういう時代じゃないので、やはり政府とか、特に日本の国会は非常に主導的な役割を果たさなければいけないのではないかと思ひます。

○中野委員 金先生にお尋ねをいたしますが、ただその前に、先ほど同僚委員の質問に対するお答えの中で、一年以下の懲役、禁錮、これは強制退去につながるシステムとおっしゃられたように思ふのですけれども、去年の入管法の改正でそれはつながらないように変えたつもりなんです。過去の例としておっしゃられたのでしょうか。

○金参考人 確かに、入管法の改正で特例永住者については外国人登録法違反についてはできないというふうになつたと理解しておりますが、一般外国人についてはまだ、どうでございましょうか、ちょっと私は、一般外国人についてはまだ残つてゐるのじゃないですか。——残つております。

○中野委員 結構でございます。そこで、それとは別にお尋ねをさせていただきます。先ほど来両先生とも、永住者と一般外国人と区別するべきではない、これはよくわかるのです。私もそう思ひます。ただ、そこで一つ、歴史的経緯を考えますと、旧植民地出身者、在日韓国人等ですが、やはり反省と贖罪の気持ちも込めてそういう方々には制度を優先させたいという気持ちも一方であるのですね。その気持ちがあることは御理解いただけると思ひますが、しかしそれが手おくれであるといひますか遅きに失するといひますか、それはもつと前にやつておくべきであつた、今ごろ何だ、こういうことになるのだらうと思ひます。

ただ、おくれはせながらそういう気持ちも込めて今回の政府の改正案になつてゐるという経緯は間違ひがないと思ひます。

そこで、これは日本人が自分で考えるべきことであることはよく承知をいたしておりますが、あえてお尋ねして、お考えがあればお教えいただきたい。

すなわち、今回のこの問題などでは区別すべきではない、これはむしろ基本的な人権上の問題として取り組むべきである。ただ、そのお立場にある金先生とお立場ではないリケット先生、お二人にお聞きしたいと思ひますが、日本の過去の行為に対する反省と贖罪の中で、旧植民地出身者に対する日本政府及び日本国民のあり方についてお考え、御感想があればお聞かせをいただきたい。

○金参考人 旧植民地出身者に対しての日本の法制度のあり方というのは、現在の法体系は基本的に外国人登録法あるいは出入国管理法等の規制立法を中心として、よく言われますが、出入国管理体制と言われるように、個々の法律にばらばらにいろいろ国籍事項あるいは刑事重罰規定等で規制あるいは差別をしていく、こういうふうになつておる。これが六〇年代以降随分国籍事項等は正されてきておりますけれども、私が感じますのは、在日朝鮮人あるいは中国人等の旧植民地出身者に対しては、原則的差別をしておいて何か異議があればそういう差別法令から差別を正していくというのではなくて、この前の日韓の九一年覚書ができた直後の海部総理の言葉ではあります。が、日本の社会でともに生きる存在として彼らが生きてゐるようになつていかなければいけません。発言がございましたけれども、まさにそういうふうに朝鮮人あるいは中国人が日本の地にあつて朝鮮人、中国人ということを明示して生きていくような、そういう積極的な法的、社会的制度をつくっていく。

差別をして、差別が嫌なら帰化しろ、差別が嫌なら日本人らしく振る舞え、そういう形の基本的法制度下に置くのではなくて、やはりともに生きる存在として朝鮮人としての誇りを持つて生きられるように、あるいは中国人としての誇りを持つて生きられるように、そういう新たなトータルな立法的制度あるいは社会的制度、具体的に言えば雇用促進的なものとか、あるいは教育においてもう少し、例えば私もきょう朝子供の学校に

ちよつと行つてきましたが、私が受けたようなとにかく日本人につくり上げるんだというような教育で、入学のときから君が代・日の丸でどどんやられていくのはちよつとやはり子供に対する心配がある。だから、日本の教育基本法にあるように個性豊かな個人の尊厳が重んじられるような教育ということ、別に朝鮮語を教えてくれとは言わないけれども、少なくとも差別は悪いんだというふうな教育をしていただければということを一言言つておきたいと思つて私はきょう学校に行つてきたのですが、そういうふうな教育の問題、雇用促進法というものをトータルに、要は、基本原理は差別をして日本の社会に同化させていくというのではなくて、彼らの固有の文化を持つて日本の社会でずっと日本人とともに住んでいけるような法的、社会的な客観的の制度をつくっていく、そういう考えに立つて立法審議をいただきたいと思つたわけだ。

今回の外国人登録法も、とにかく指紋捺捺制度については撤廃というのがありますけれども、そういう私が先ほど申し上げましたような立法制度という観点から見ましたら、やはり原理原則はまだ変わっていない。いまだに差別だと言われてやつと変えていくという域を脱し切れていない、そういうふうな思つたわけでございます。今何分九〇％が日本名を名のらざるを得ないという面もございますので、この前盧泰愚大統領が日本の国会の衆議院で演説しましたときにも、かつて韓半島ではみずから名前を名のつた、あるいはみずからの親から教えられた言葉を使ったということとでむちうたれた記憶があった、皆様この痛みは御理解いただけないでしょうかという御発言がありましたけれども、それは韓半島ではかつてとして過去で語ることができるのですが、ここ日本にあつては在日朝鮮人については現在の状況である。ですから、こういう現在の状況を是正できるような立法制度をぜひお願いしたい。

外国人登録法というのは、常時携帯とか刑事重罰規定というのは、そういう朝鮮人が朝鮮人として

平成四年四月十六日印刷

て誇りを持って生きられないようにするような法制度の最も中心的な法律であつたということですね。それで、指紋捺捺制度反対というような形でも朝鮮人がみずからのアイデンティティーをかけて運動をしてきたという歴史があるわけですから、そういうことを御理解いただいて、ぜひ一日も早く総合的な立法政策をお考えいただきたいというふうな望むものでございます。

○リケット参考人 永住者と一般外国人との間にすべての区別をなくすべきだという極端なことを言うつもりはないですけれども、差別的な区別をとかなくしない限り、ともにいけるような社会をとつてくれないうです。

最近アジアから大勢の人々が勉強したり働くために日本に来るわけですから、日本のマスコミ、世論を見ますと、どう対応すればいいのとかいろいろな議論がありますけれども、それ以前の問題は、やはり日本は過去に対してどうやって責任をとつて、それで在日朝鮮人とかにかくどうやっていけばいいのとかという根本的な問題を解決しない限り、新しい問題とともに取り組めないと思つたので、その時点では在日朝鮮人と相談せざるを得ないと思つた。むしろ何よりもそれはそうすべきだと思つた。

ただ、アメリカの出身者ですから、いつもアメリカの社会のことを考えますけれども、アメリカでも差別はひどいものです。人種差別、いろいろなあつれきもあつたりして、アメリカの歴史、非常に恥ずかしいところ多いですけれども、せめていいところも一つあるとすれば、法上一応平等というそういう法規定はあるわけですね。差別された人間は、国籍を問わずに市民じゃなくてももちろん同じ権利がありますから、裁判で闘えば勝利する可能性も強いし、それは法的体系があるわけですから、基本的に日本はそういうのは欠けています。ですから金先生がおっしゃったように、総合的な問題だと思つた。

それで、とにかく外国人は、国籍はどうであれ日本に今暮らしている限り日本社会に貢献してい

平成四年四月十七日発行

ますので、その見返りをどうするか。自分の貢献、それなりの貢献をしているのならそれなりの見返りを得ればいいんじゃないか。その第一歩として外国人登録法における差別的な条項を削除すべきであると思つた。

以上です。

○中野委員 ありがとうございます。

○浜田委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

どうぞ御退席ください。(拍手)

次回は、来る十日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

法務委員會議録第三号中正誤

ページ 段 行 誤

六三 七 いただき

正

いただきたい

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C